
平成 2 5 年 第4回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

閉会 平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（12月10日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告の件	5
○日程第 5 報告第 2 号 町内行政調査報告の件	5
○日程第 6 報告第 3 号 議員派遣結果報告の件	6
○議案第 1 議案第 15 号 定住自立圏形成協定締結の件	6
○日程第 7 町の一般行政について質問	10
3 番 村 上 和 子 君	10
1 ホームヘルパー資格取得の補助を考えてはどうか	
2 個人商店への購買力維持と、買い物難民・弱者対策としてコールセンター（買い物支援サービス）の設置を	
3 自主防災組織向けのDVDを作成してはどうか	
4 番 米 沢 義 英 君	15
1 消費者、商工業者の動向実態調査について	
2 商店リニューアル助成について	
3 住宅リフォーム事業について	
4 福祉灯油について	
5 学校施設の閉校後の活用について	
6 上富良野高校への学校給食の提供について	
10 番 中 澤 良 隆 君	24
1 市民後見人の育成と活動支援について	
2 総合計画の中間年の見直しについて	
○散 会 宣 告	32

目 次

第 2 号（12月11日）

○議 事 日 程	3 5
○出 席 議 員	3 5
○欠 席 議 員	3 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 5
○議会事務局出席職員	3 5
○開 議 宣 告	3 6
○諸 般 の 報 告	3 6
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3 6
○日程第 2 議案第 1 号 平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）	3 6
○日程第 3 議案第 2 号 平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	4 8
○日程第 4 議案第 3 号 平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	4 9
○日程第 5 議案第 4 号 平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	4 9
○日程第 6 議案第 5 号 平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）	5 0
○日程第 7 議案第 6 号 平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	5 3
○日程第 8 議案第 7 号 平成25年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）	5 3
○日程第 9 議案第 8 号 平成25年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）	5 4
○日程第10 議案第 9 号 使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例	5 5
○日程第11 議案第10号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5 7
○日程第12 議案第11号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例	5 8
○日程第13 議案第12号 上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例	5 8
○日程第14 議案第13号 防災用自家発電設備整備工事請負契約締結の件	5 9
○日程第15 議案第14号 財産取得の件（庁舎電話交換機等設備更新）	6 0
○日程第16 認定第 1 号 平成25年第3回定例会付託	6 0
議案第9号 平成24年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	
○日程第17 認定第 2 号 平成25年第3回定例会付託	6 0
議案第8号 平成24年度上富良野町企業会計決算認定の件	
○日程第18 発議案第1号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見の件	6 1
○日程第19 発議案第2号 平成26年度畜産物価格決定等に関する意見の件	6 2
○日程第20 発議案第3号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見の件	6 3
○日程第21 閉会中の継続調査申出の件	6 4
○町長挨拶	6 4
○議長挨拶	6 4
○閉 会 宣 告	6 5

第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成 2 5 年度上富良野町一般会計補正予算（第 8 号）	12月11日	原 案 可 決
2	平成 2 5 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	12月11日	原 案 可 決
3	平成 2 5 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	12月11日	原 案 可 決
4	平成 2 5 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	12月11日	原 案 可 決
5	平成 2 5 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 2 号）	12月11日	原 案 可 決
6	平成 2 5 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	12月11日	原 案 可 決
7	平成 2 5 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 1 号）	12月11日	原 案 可 決
8	平成 2 5 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 1 号）	12月11日	原 案 可 決
9	使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例	12月11日	原 案 可 決
1 0	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月11日	原 案 可 決
1 1	上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例	12月11日	原 案 可 決
1 2	上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例	12月11日	原 案 可 決
1 3	防災用自家発電設備整備工事請負契約締結の件	12月11日	原 案 可 決
1 4	財産取得の件（庁舎電話交換機等設備更新）	12月11日	原 案 可 決
1 5	定住自立圏形成協定締結の件	12月10日	原 案 可 決
	認 定		
1	平成 2 5 年第 3 回定例会付託 議案第 9 号 平成 2 4 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	12月11日	認 定 可 決
2	平成 2 5 年第 3 回定例会付託 議案第 8 号 平成 2 4 年度上富良野町企業会計決算認定の件	12月11日	認 定 可 決
	行政報告	12月10日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	町の一般行政について質問	12月10日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	12月10日	報 告
2	町内行政調査報告の件	12月10日	報 告
3	議員派遣結果報告の件	12月10日	報 告
	発 議		
1	日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見の件	12月11日	原 案 可 決
2	平成26年度畜産物価格決定等に関する意見の件	12月11日	原 案 可 決
3	利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見の件	12月11日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	12月11日	原 案 可 決

平成 2 5 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日（火曜日）

○議事日程（第１号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 12月10日～11日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 町内行政調査報告の件
第 6 報告第 3号 議員派遣結果報告の件
第 7 町の一般行政についての質問
-

○出席議員（14名）

1 番	佐川 典子 君	2 番	小野 忠 君
3 番	村上 和子 君	4 番	米沢 義英 君
5 番	金子 益三 君	6 番	徳武 良弘 君
7 番	中村 有秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩崎 治男 君	10 番	中澤 良隆 君
11 番	今村 辰義 君	12 番	岡本 康裕 君
13 番	長谷川 徳行 君	14 番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	中瀬 実 君
会 計 管 理 者	菊池 哲雄 君	総 務 課 長	北川 和宏 君
産業振興課長	辻 剛 君	保健福祉課長	石田 昭彦 君
町民生活課長	林 敬永 君	建設水道課長	北向 一博 君
農業委員会事務局長	坂 弥雅彦 君	教育振興課長	野崎 孝信 君
ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君	町立病院事務長	山川 護 君

○議会事務局出席職員

局 長	藤田 敏明 君	次 長	佐藤 雅喜 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成25年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

今期定例会は、12月6日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営については、11月21日及び12月4日に議会運営委員会を開き、会期及び日程等を審議しました。

今期定例会まで審議しました陳情、要望の件数は4件であり、その内容はさきに配付したところであります。

監査委員から例月現金出納検査結果報告書の提出がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出議案14件及び議員からの報告案件3件及び認定案件2件、議員からの発議案3件であります。

町長から今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成25年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、村上和子議員外2名の議員から、一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したとおりであり、質問の順序は通告を受理した順となっております。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員

の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 金子 益三 君

6番 徳 武 良 弘 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（西村昭教君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの2日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの2日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長（西村昭教君） 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

行政報告をさせていただきます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例町議会以降における行政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、平成25年度の町表彰についてであります。多くの御来賓の御臨席を賜り、11月3日に挙行いたしました。町の関係では、長年教育委員会委員及び保護司として教育の振興発展及び社会福祉に大きな役割を果たされた方、生前、固定資産評価審査委員会委員として地方自治の発展に大きな役割を果たされた方の2名に自治功労表彰を、また環境整備や地域活性化に取り組まれ、他の模範となられている2名の方に善行表彰を授与いたしました。

教育委員会関係では、2名に文化功労賞、7名1団体に文化奨励賞、4名にスポーツ功労賞、11名6団体にスポーツ奨励賞の表彰をさせていただいたところであります。

また、11月3日の総合文化祭におきましては、昨年、後藤純男画伯より町に御寄贈いただきました日本画「春映大和」の展示を初めとした「後藤純男

展」を開催し、多くの町民の皆様にごらんをいただいたところであります。

国の栄典関係では、11月3日発令の秋の叙勲におきまして選挙管理事務功勞として旭日単光章に1名、危険業務従事者の防衛功勞として瑞宝双光章に1名、瑞宝単光章に4名、さらに同日発令の秋の褒章において統計調査功績として藍綬褒章に1名、合わせて7名の町内在住者が受賞されました。

改めて、受賞されました皆様の御功績に対し、心より敬意を表しますとともに、ますますの御活躍、御健勝をお祈り申し上げる次第であります。

次に、全国町村長大会及びふるさと会等についてであります。11月20日の全国町村長大会に出席するとともに、旭川十勝道路の整備促進に向けて期成会関係首長の皆様と秋季の中央要望を行ってまいりました。

また、上京中に東京ふらの会総会が開催されたことから、沿線市町村長とともに出席をしております。

なお、札幌上富良野会総会につきましては、11月8日に開催され、関係者とともに出席し、当町にゆかりのある多くの方々とお会いし、有意義な時間を過ごさせていただきました。

次に、過疎指定要件見直しに関する中央要望についてであります。10月15日美幌町長及び斜里町長とともに、平成22年国勢調査結果に基づく過疎地域要件の見直しについて国会議員及び総務省、関係部局に対して中央要望活動を行ったところであります。

また、10月29日には道内で過疎法適用外の小規模自治体で構成しております道内過疎法適用外小規模町村懇談会に出席し、過疎法適用外小規模町村への支援要請活動について、その内容を確認したところであります。

11月28日出された与党過疎対策特別委員会の検討結果によりますと、要望しておりました平成22年度国勢調査に基づく人口減少率については、反映することとなったところであります。

しかし、人口減少率についてもあわせて引き上げられる見込みであり、その場合におきましては当町の減少率では該当しないこととなることから、引き続き今後の動向を注視してまいりたいと思います。

次に、不採算地区病院に対する特別交付税経過措置に関する要望についてであります。本年度末での経過措置終了を見据え、これまで美幌町、新ひだか町並びに北海道と調整を図ったきたところであります。北海道の国に対する要望を踏まえ11月21日美幌町長及び新ひだか町長とともに総務省自治体財政局に対して中央要望活動を行ってきたところ

であります。

町立病院の維持は町民の地域医療環境を支える基盤であり、さらには救急医療体制を初めとした圏域医療体制の一翼を担っていることから、その財政支援の確保について引き続き関係する自治体や北海道と連携し取り組みを進めてまいります。

次に、第5次総合計画基本計画中間見直しについてであります。平成21年3月に策定しました基本計画について、中間年度に見直しを行うこととされていることから、昨年12月14日に組織内において見直し検討委員会を設置し、これまで見直し作業を進めてまいりました。

この間、組織内での基本計画に基づく事務事業の評価を初め、本年6月にはこの5年間での町民の皆様の意識の変化を把握することを目的としたアンケート調査を実施し、9月13日及び11月7日には策定時にかかわっていただきました町内主要団体代表者及び町民有志の皆様との意見交換を実施し、今般見直し結果報告としてまとめたところであります。

これらの結果を踏まえ、現在の基本計画に沿って今後も町の将来像である「四季彩のまち かみふらの - 風土に映える暮らしのデザイン」の実現のため、引き続き着実な計画の推進を図ってまいります。

次に、地域防災計画改定についてであります。11月28日、第1回上富良野町防災会議を開催したところであります。この会議では、防災計画の改訂方針、構成要素の概要、スケジュールについて確認を行ったところであり、今後もこの会議を重ね、今年度中の改訂に向けて取り組んでまいります。

次に、地域の元気臨時交付金を活用した緊急防災減災事業についてであります。避難施設の自家発電装置設置事業として、12月3日に西小学校、公民館、役場、保健福祉総合センターの4施設を対象に整備工事を仮契約したことから、今定例会において本契約を締結するための議案を上程しておりますので、御審議を賜りたいと存じます。

次に、自衛隊関係についてであります。11月18日に自衛隊協定会道北地区連合会及び陸上自衛隊第2師団地域市町村によります沖縄研修に参加し、翌19日には自衛隊体制強化を求める中央要望を行ってまいりました。

また、同日、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会によります北海道の自衛隊体制強化を求める中央要望、翌20日には北海道基地協議会によります平成26年度基地関係予算の確保及び基地交付金等に関する要望、防衛施設周辺整備対策に関する中央要望それぞれ国会議員、防衛省、総務省、財務省に対し

て行ってまいりました。

11月28日には友部第2師団長によります防衛講演会、12月2日には日米共同方面隊指揮所演習にそれぞれ参加したところであります。

次に、民生委員、児童委員及び主任児童員の任期満了に伴う一斉改選が行われ、12月3日に辞令交付を行ったところであります。

今回の一斉改選では、長年御活躍いただいた民生委員、児童委員16名の方々が退任され、新たに16名の方々が就任されました。

次に、子ども・子育て会議についてであります。去る9月定例町議会において議決いただきました子ども・子育て会議条例に基づき、公募による保護者委員6名を含む15名の委員を持って11月1日付で委嘱をし、これまで2回の会議を開催したところであります。

会議では、子ども・子育て支援事業計画策定にかかわるニーズ調査の件を主な議題として、大変熱心に御議論をいただき、調査書がまとまりましたので、このたび対象の家庭にお届けしたところであります。

次に、障がい者、高齢者施設等の整備についてであります。今春より着工しておりました社会福祉法人あさひ郷による「北の峯学園上富良野事業所」及び上富良野町社会福祉協議会による小規模多機能型居宅介護施設「ふくしん」が完成を迎え、当初の予定どおりそれぞれ10月1日、11月1日に開所の運びとなりました。

また、民間事業者による住宅型有料老人ホームが9月1日にオープンしており、これらの施設が今後、本町の障がい者、高齢者の福祉の充実に大いに貢献されることを期待しているところであります。

次に、平成21年4月より施行しております上富良野町自治基本条例についてであります。条例の規定に基づき、今年度は見直しの年となりますことから、昨年10月に設置されました協働のまちづくり推進委員会において御審議をいただき、11月13日に見直しに関する提言書をいただいたところであります。

提言書の内容につきましては、条文の検証と町民アンケート結果を踏まえ、条例につきましては見直しの必要はないとの結論を得まして、今後、町民の皆様がこの条例に対する理解を深めていただきながら、協働のまちづくりを推進すること、さらには職員の意識の向上についての提言を賜ったところであります。

次に、国内外交流についてであります。国際交流におきましては、10月17日に富山市に滞在中のカムローズ日本友の会の会長であるミチコ・ラス

ムン氏を訪ね、今夏訪問させていただいた青少年国際交流事業への支援やAET派遣に対するお礼とともに、今後の交流事業への御支援をお願いしてきたところであります。

また、国内交流におきましては、副町長を代表とする4名が11月14日から16日までの日程で津市を訪問し、前葉市長を初め、多くの方々と懇談し、今後の交流推進について相互の理解を深めたところであります。

次に、本町のPR活動についてであります。10月4日から6日に東京代々木公園で開催された、第25回北海道フェア in 代々木「ザ・北海食堂」内において、サッポロビールが主催する「北の大収穫祭」エリアに参加いたしました。

PRステージでは、本年誕生した御当地キャラクター「らべとん」とともに本町の特産物が当たる御当地クイズを初め、3日間で約36万5,000人の来場者に対し、関係機関の皆様の協力を得てPR活動を行ってきたところであります。

次に、企業振興についてであります。10月7日、地元企業に関連する企業訪問といたしまして、東京都内にあります竹本容器株式会社、プリマハム株式会社、サッポロビール株式会社の計3社に地元事業所での雇用及び営業規模継続拡充をお願いし、表敬訪問を行ってまいりました。

次に、去る第6回町議会臨時会で御議決いただきましたプレミアム商品券発行補助事業であります。11月18日から22日までの予約期間において5,070組、5,070万円、1,094世帯の町民の皆様が予約をされ、また12月2日から一般販売においては、販売開始後2時間足らずで完売されたとの報告を受けたところであります。

本事業を通じ、商工業者みずからの販売力強化の取り組みにより、町民の地元での購買意欲を喚起し、経済の活性化につながることを期待しているところであります。

次に、治水砂防海岸事業促進同盟関係行事についてであります。本年から北海道治水砂防海岸事業促進同盟の副会長、全国治水砂防協会の理事を拝命したことから、10月30日、31日に長野県白馬村で開催された全国治水砂防協会理事顧問会議に、11月19日には東京都で開催された全国治水砂防促進大会及び国土交通省への中央要望行動を行ってまいりました。

今後におきましても、道内の河川砂防整備の促進はもとより、当町の河川砂防施設の整備がより進捗する取り組みとなるよう取り組んでまいります。

次に、スポーツ講演会についてであります。10月10日にロンドンオリンピック女子レスリング

金メダリスト小原日登美さんとボクシング５６キロ級銅メダリストの清水聡さんをお招きし、小学生、中学生、町民の皆様へそれぞれ御講演いただきました。当日は、多くの方が来場され、大変、有意義な講演会となりました。

次に、第５０回町総合文化祭についてであります。１１月２日から４日までの３日間、社会教育総合センターにおいて開催されました。

今回の文化祭は、町民コンサートに１２団体、芸能発表に１７団体の参加のほか、町民作品など１、４４５点の展示や協賛事業が開催され、延べ２、７３３名の方々に御来場いただき盛会のうちに終了することができました。

あわせまして、１１月１日は特別協賛事業として北海道舞台塾のふらの塾ＯＢユニット公演が保健福祉総合センターにおいて開催され、２７６名が観賞されました。

また、こしは総合文化祭を開催して５０年の節目を迎える年に当たることから、記念特別事業として１１月４日に弦楽四重奏コンサート、翌５日には上富良野小学校全校児童と上富良野中学校２学年の生徒による演奏会が開催されたところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。９月定例町議会で報告以降に入札、執行した建設工事は１２月３日現在、件数で１５件、事業費総額で１億５、４５２万７、０００円で、本年度累計では５３件、事業費総額２億２、６５６万１、４００円となっております。

詳細につきましては、お手元に平成２５年度建設工事発注状況を配付しておりますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第４ 報告第１号

○議長（西村昭教君） 日程第４ 報告第１号例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により、平成２５年度８月分から１０月分について、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第３項の規定により、その結果の報告並びに検査結果を一括して御報告いたします。

一般会計、各特別会計、各企業会計並びに各会計

基金の出納の収支状況は、１ページから１２ページまでの結果報告書に示すとおりであり、現金、預金は適正に保管されていることを認めました。

なお、結果報告書につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、町税並びに国民健康保険税の収入状況につきましては、１３ページにございますので参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第５ 報告第２号

○議長（西村昭教君） 日程第５ 報告第２号町内行政調査の報告を行います。

本報告は、各常任委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告書を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 町内行政調査について、報告書を朗読させていただきます。

平成２５年第３回定例会において議決された町内行政調査について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成２５年１２月５日、議長宛て。

総務産建常任委員長岡本康裕。

厚生文教常任委員長金子益三。

記。

１、調査の経過。

平成２５年９月３０日、全議員による合同調査として、町内行政調査を実施し、町内公共施設等の現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め調査を行った。

２、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、１７カ所の現地調査を行ったところ、その実態により今後の議会審議の資とすることとした。

なお、公共施設の屋根など老朽箇所が見受けられたので、計画的な修繕を検討されたい。

調査した施設等は次のとおりである。以下、１７カ所については御高覧願います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって、本件の報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号議員派遣結果報告の件について、報告を求めます。

議会運営委員長、今村辰義君。

○議会運営委員長（今村辰義君） 議員派遣結果について御報告を申し上げます。

平成25年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したのでその結果を御報告いたします。

平成25年12月5日。

上富良野町議会議長西村昭教様。

議会運営委員長今村辰義。

記。

1、富良野沿線市町村議会議員研修会について。

（1）研修の経過。

本町議会は、平成25年10月15日に南富良野町で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に12名が参加をいたしました。

（2）研修の結果といたしまして、株式会社ファーマーズ・フォレスト代表取締役松本謙氏より、「食と農によるまちづくり」の講演を聴講いたしました。

2、上川管内町村議会議員研修会について。

（1）研修の経過。

本町議会は、平成25年10月30日に旭川で開催された上川町村議会議長会主催の議員研修会に10名が参加をいたしました。

（2）研修の結果といたしまして、北海道大学大学院農学研究院農業経済学分野農業経営学研究室講師、東山寛より、「TPP交渉の現状と国民生活への影響」の講演と時事通信社特別解説委員加藤清隆氏より「激動の政治情勢を読む」の講演を聴講いたしました。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

◎日程追加の議決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

町長から、議案第15号定住自立圏形成協定締結の件が提出されております。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案第15号

○議長（西村昭教君） 追加日程第1 議案第15号定住自立圏形成協定締結の件を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました、議案第15号定住自立圏形成協定締結の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

定住自立圏形成協定に関しましては、国が重要施策として進めております定住自立圏構想について、平成25年4月1日付で対象中心市の該当要件が緩和されたことにより富良野市が中心市の対象となることを受け、9月4日には富良野市において中心市宣言がなされたところであります。

その後、中心市と周辺市町村の1対1による定住自立圏形成協定に向けた協議を進めてきたところでありますが、このたび協議が整ったことから、協定の締結に関しましてさきの第3回町議会定例会において議決いただきました上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第15号定住自立圏形成協定締結の件。

富良野市と上富良野町との間において、次のとおり定住自立圏形成協定を締結することについて、上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例（平成25年上富良野町条例第20号）第2条第2項の規定により、議会の議決を求める。

1ページをお開き願います。

定住自立圏の形成に関する協定書。

富良野市（以下「甲」という。）と上富良野町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条、この協定は中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものという。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条、甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために、定住自立圏を形成し、次条に規定する政

策分野の取り組みにおいて相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取り組み及び役割分担）

第3条、甲及び乙が連携して取り組む政策分野は次の各号に掲げるものとし、その取り組みの内容並びに甲及び乙の役割は別表第1から別表第3までに定めるものとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野、別表第1。

（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、別表第2。

（3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野、別表第3。

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条、甲及び乙は、前条に規定する取り組みを推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2、甲及び乙は前条に規定する取り組みを推進するため、前条に規定するもののほか、必要な費用が生じたときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3、第1項の規定により、必要となる手続きまたは人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条、甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙はあらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条、甲または乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2、前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3、この協定は、第1項の規定により通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条、この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

日付は、協定の締結日となります。

甲、富良野市弥生町1番1号、富良野市、富良野市長能登芳昭。

乙、空知郡上富良野町大町2丁目2番11号、上富良野町、上富良野町長向山富夫。

3ページをお開き願います。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、その主な内容についてのみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

別表第1は、協定書第3条第1号に規定する生活規模の強化にかかる政策分野について、医療、福祉、教育、産業振興及びその他の政策分野それぞれについて、その取り組み内容及び甲乙の役割を規定するものであります。

8ページをお開き願います。

別表第2は、協定書第3条第2号に規定する結びつきやネットワークの強化にかかる政策分野について、地方公共交通デジタルディバイドの解消に向けたICTインフラ整備、道路等の交通インフラの整備及び地域内外との住民との交流促進、交流移住促進の政策分野のそれぞれについて、その取り組みの内容及び甲乙の役割を規定するものであります。

9ページをお開き願います。

別表第3は、協定書第3条第3号に規定する、圏域マネジメント能力の強化にかかる政策分野について、宣言中心市等における人材の育成及び圏域市町村職員等の交流の政策分野のそれぞれについて、その取り組みの内容及び甲乙の役割を規定するものであります。

以上で、議案第15号定住自立圏形成協定締結の件の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

今回、議決されますと当然、富良野市においても当然関係する条例の議決等が優先されてくるかというふうに思います。

そういった今後の流れ等はどういうふうに、手順ですね、流れがなってくるのかということと、この協定書、スケジュール等を見ますと、協定議決後、定住自立圏の調印式というか、締結式が行われる。もしくは、圏域の共生ビジョンの懇談会が開かれると、会議が開催されるという形の中で、約20日間にわたってはパブリックコメントも行われるという形の中で、住民の意見もその中に網羅された中で、共生ビジョンがつくられるというような形式になっているかというふうに思いますが、この点、流れ等はどういうふうな、はっきりわかっている部分でよろしいですが、お伺いいたします。

二つ目には、もう既に予算が例えばごみだとか、あるいは処理だとか、富良野協会病院等の産婦人科等などの予算も当然執行されておりますが、そういったものを既に協定で進められて、既に予算が計上されているもの等というのは、現時点でわかればよろしいですが、どのぐらいの金額になっているのか、その点。

二つ目には、さらにお伺いしたいのは、新たに予算が伴うような、そういったものが出てくるのかどうかという点をお伺いします。

もう1点は、そうしますと圏域の住民、上富良野町の方々が今後、こういうものが共生ビジョン等が作成されて、地域の生活の向上に、あるいは文化、健康のためにも資するという重要な大切な協定の中身も当然そこに入っておりますので、施設利用だとか、あるいは各種のいろいろな上富良野から富良野でこういう施設が利用します、できますだとかという点でまだまだ十分周知されていない部分が見受けられます。

当然そうなりますと、そういった部分のこういう施設が利用できますとか、お互いに協力してできますとか、そういった部分のきちとした住民に知らせるという内容の周知も伴ってくるのかなというふうに思いますので、そういったものも含めてどういうふうに今後なっていくのかというところをお伺いしておきたいと思います。

何よりもこの間、議会でも問題になったのは、これを行うことによって、協定を結ぶことによって合併につながるのではないかと、そういった部分はいろいろと見え隠れはしておりますが、ただ財政的な優遇措置だとか含めて出てくるということで、改廃についてもそれぞれ協定して、ふぐあいが生じた場合、お互いが協議し合って、その中でローリングして直す、あるいは一方的に一方が強制的なことをやってきた場合に、強引なことをやってきた場合、それを拒絶することもできるという一定の歯どめもかかっているという点では、今後、こういう条文を生かした中で、この協定を最大限に発揮することが求められてきているのかなというふうに思いますので、これらの点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 4番米沢議員の質問、大きく5点ほどあったのではないかと思います、それについてお答えしたいと思います。

まず最初のスケジュールというか、今後の流れについての御質問ですが、今回、当町がこの協定に関する議決が一番最初でございまして、これを受けましてから富良野市、それから他の町村が今、

上程しているということで伺っておりますが、その後締結の日程等が定まってくるのかなと思っております。

その後、共生ビジョンの素案を担当レベルでそれぞれ作成をいたしまして、その後、先ほど申されました圏域の共生ビジョンの懇談会を開催して共生ビジョンの策定に当たっていくと。その後、パブリックコメントを実施いたしまして、定住自立圏共生ビジョンの策定、それから公表までつながっていくのかなという日程であります。

それから、予算執行にかかっている協定をしたときの金額ということが今、言われたのですが、今、概々算での拾っているところでありまして、一般財源ベースで2億円程度ということで、当町の支出見積もっているところでもあります。これにつきましては、あくまでも平成25年度の実施事業において想定される共生ビジョンの事業の積み上げでありますので、あくまでも概々算ということで御了解を賜りたいと思います。

また、3点目の新たな予算についての件ですが、これにつきましては先ほど申し上げたとおり、平成25年度事業をベースとしての事業を予定しておりますので、現在のところ新たな予算ということでは想定しておりませんが、その予算額の増減、今後の予算査定においてもその部分が論議されてくるものだと考えているところであります。

次に、地域の生活向上、文化の向上に資することをうたっているということであるということから、施設の利用、それから利用等の周知がまだまだ不十分ではないかという御指摘でございますが、この件につきましては、施設の利用については、例えば社会教育施設等、体育施設等につきましては、利用料の調整も過去に行ったこともありますし、その部分について周知が足りないということでの御指摘でありますので、今後、その部分については関係所管との協議を重ねてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、協議については合併とか、それにつながるのではないかと懸念がありますが、先ほど申し上げたとおり、共生ビジョンの中で想定する事業につきましては現行、行っている事業を基本と考えておりますので、そのような中身はないということと考えておりますし、それぞれ協定の中について疑義が生じたときにはそれぞれ協議をすることとしておりますので、そのことについては協議を進めていくということで御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の定住自立圏

協定に関します御質問に、私からお答えさせていただきたいと思います。

まず冒頭、本議案を追加上程をいただきました議会に対しまして、私のほうから皆様方の御理解に感謝を申し上げる次第でございます。

ただいま米沢議員のほうから後段お尋ねがございました、今後の本町のこの定住自立圏協定を結ぶことに伴います将来の町づくりの姿についてお尋ねがあったと思いますが、私はこの定住自立圏協定が、これがゴールでなくて、新たな地域づくりのスタートラインだというふうに理解をしております、現在、取り組みをしてきております、それぞれ個別の取り組みをしてきておりますさまざまなものについて、しっかりとそこは新しい仕組みの中で、さらに町民の皆様方の向上に資するように取り組んでいくツールとして活用していくべきものかなというふうに理解をしております。

あわせて、本協定が集約ではなくて補完し合う仕組みだということを絶対に忘れないように、これから本来の目的であります協定の中身に活力を見出していききたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） きょう、議案第 15 号ということで日程追加になったと、先般の全員協議会の経過等を踏まえてこういう形になったと思いますけれども、ただ 12 月 3 日の北海道新聞の報道によると南富、占冠、中富良野さんはこの協定に参加をするということで、先般、私、富良野市議会で傍聴したら議案第 1、11、12、13 で中富、南富、占冠さんのあれが 13 日の日に議案として上がっている、したがって上富良野、きょう今回、出された関係については富良野市議会の追加議案として入るのかどうかということをひとつ確認をしたいと思うのです。

南富、占冠、中富良野さんは、議会でまだこの定住自立圏形成協定締結の件は議会として議決はしていないけれども、上程はされるという約束で今回、富良野市議会で提案されるというふうに伺っております。

したがって、富良野市議会の 13 日の議会の中に追加議案として入るのかどうかということと、それからもう 1 点は、今うちで締結をしたけれども、12 月 25 日に予定をされている合同の締結調印式ということで予定をされております。

したがって、うちの議案の関係が富良野市議会に入らなければ、この合同調印式の中には入れるのか

どうかということで確認したいと思います。

それから当初、我々いただいた今後のスケジュールの中でパブリックコメントが 1 日から 20 日までという形で書かれています。これらの予定の関係はどうなっているのかということでお伺いをいたしました。

したがって、もう 1 点は先ほど同僚議員が申し上げたように共生ビジョンの懇談会の関係、これが年一、二回やられるということですが、これが終わった後、定住自立圏共生ビジョンの策定公表、そしてその写しを総務省と北海道、それから関係町村にということになっています。

したがって、これらが共生ビジョンの懇談会がどういう形で開催をされ、上富良野からどういう形で行かれるのかということを確認をしたい。日程的に非常に厳しい状況になっておりますけれども、それらの関係がわかる範囲でございますけれども、教えていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7 番中村議員の 3 点の質問であります、まず 1 点目の本協定にかかわる富良野市の市議会における上程についてであります、昨日、当町でも上程を予定しているということでお話ししたところ、富良野市においてもその準備が整ったということで今般、当町においても上程することとなりましたので、富良野市においても今、上程されるということで確認をしているところであります。

また、調印式にかかわる部分につきましては、今、予定としての今の日程で、その議員の日程で予定をしているところですが、これにつきましてはまだ当町が本日の提案でありますし、他の富良野市初め、ほかの町村においてもこれから議決の予定となることから、それについてはその後、調整した上で進むのかなということで認識しているところであります。

また、2 点目のパブリックコメントの件につきましては、これは共生ビジョンの案ができました時点で、この協議をしている時点において、1 日から 20 日以内の範囲でパブリックコメントをするということでありますので、日程的にはその期間に要する部分の関係で、その範囲内で実施をしたいということで伺っているところであります。

要するに 1 日以上、20 日以内の中で実施をしたいということでの考え方だと伺っているところであります。

また、共生ビジョンの懇談会の開催につきましては、さきにお示ししましたスケジュールの中で富良

野市においての各関係機関のもの、それから各市町村からは1名の委員を選出しまして、その中で協議をするということでお伺いをしているところであります。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 一応、富良野市議会で追加提案されるということで、富良野沿線5市町村が足並みがそろったということで理解をして、12月3日の新聞を見ると上富良野だけが除かれているということで、やはり関心の持っている町民や沿線市町村の方でも上富良野町はどうなっているのだということがこれで解消されたと思います。

それで、パブリックコメントが1日から20日という間にやるということは、現実はまだ協定書を結んで、具体的にスケジュールは進んでいませんけれども、現実の問題として非常に期間がないわけです。

そうすると、協定書を結ぶ、それから共生ビジョンの懇談会をやる、それからパブリックコメントをやっていると、そして策定、そして公表ということのスケジュールになってきているのですけれども、その点の調整はまだ進んでいないということなのか、それとも一応、こういう予定で進められているということで確定した内容がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7番中村議員のただいまの御質問であります。まず共生ビジョンの懇談会につきましては、策定の手続の中において民間や地域の関係者を構成員として中心市が開催することになっておりまして、それに関係する町村についても委員が参画して協議をしていこうということまでは伺っておりますが、具体的なスケジュール等については今後の調整の中で日程が明らかになってくるのではないかと考えているところであります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第7 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次、発言を許します。

初めに、3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります3項目について町長に質問いたします。

まず1項目めは、ホームヘルパー資格取得の補助を考えてはどうか。

介護従事者が不足の状況にあり、ホームヘルパー2級講座が平成25年3月で終了いたしました。4月以降は、初任者研修の修了者と見なされ、資格は継承されるが、受講時間も多くなり、筆記試験受講料も15万円と高額な金額がかかることになる。これらの費用を町として補助など、何らかの支援を考えてはどうか、町長にお伺いいたします。

2項目めは個人商店への購買力維持と買い物難民、弱者対策としてコールセンター、買い物支援サービスの設置を。

大型スーパーが1店撤退し、靴店、家電販売店、カメラ店、呉服店、文具店、印刷会社、ガソリンスタンドなどの個人商店も減少しており、このままでは個人商店がなくなってしまうのではと危機感を持っております。

個人商店への購買力の維持と買い物難民、車を持たない高齢者の買い物弱者への対策として、町として自衛隊OBなどの雇用を起し、注文を聞いて宅配をするコールセンター、買い物支援サービスの設置などを考えてはどうかお伺いいたします。

3項目めは、自主防災組織向けのDVDを作成してはどうか。

地球環境の変化から、各地で風水害や土砂、自然災害に見舞われ、上富良野町でも自主防災組織が立ち上がり、防災士も配置されているが、災害をより身近な問題として考えてもらえるよう、自主防災組織の役割や応急手当の仕方、救出方法、防災メール登録方法などを収録したDVDを作成し、地域の研修などで使うことで災害対応を根づかせ、災害に強い町づくりに役立ててはどうか、町長にお伺いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの介護職の資格取得に関する御質問にお答えさせていただきます。

本年4月からの介護職員初任者研修は、旧ホーム

ヘルパー２級にかわる介護職の入門とも言える資格であり、介護の仕事にかかわる上で必要な知識と基本的なノウハウを身につけるものとして、旧ホームヘルパー２級講習と同様に１３０時間の研修受講が必要となっております。

高齢化の進展によりまして、介護従事者の養成は極めて重要な課題であることから、富良野圏域におきましては、平成７年度から旧ホームヘルパー２級の養成講習を行ってきた富良野地域人材開発センター運営協会が、介護職員初任者研修指定事業者として北海道の指定を受け、初任者研修を実施しているところであります。

なお、議員の御発言のとおり、民間事業者による初任者研修の受講料は１５万円というところも耳にしておりますが、富良野地域人材開発センターの研修費は、地域の医師会や専門職の御協力をいただきながら５万９,８００円と設定をされております。

御質問の受講料の補助につきましては、資格の取得は、さまざまな業種において、みずからの就業やキャリアアップなど、個々の意志のもとに目指されるものと認識しておりますので、介護資格受講者への補助制度につきましては、現時点において持ち合わせておりませんことを御理解賜りたいと存じます。

次に、２項目めのコールセンター設置に関する御質問にお答えいたします。

相次ぐ大型店の撤退や個人商店の廃業により、町の中心部、とりわけ道道沿いに建設されている商店街につきましては、空洞化が進んでおり、また消費者にとりましては店舗の減少によって買い物の選択肢が少なくなることから、購買力の町外流出につきましては、議員同様に懸念を抱いているところであります。

買い物サービス等の拠点施設を配置し、高齢者など、買い物弱者への対応にも配慮しながら、顧客の利便性向上や確保を目的とした事業展開を行っている地域があることは認識しているところでありますが、事業の仕組みや運営方法に多少の違いはありますが、そのほとんどは商業団体や個人商店有志から成る任意団体等が主体となり運営されているのが実態であります。

町内におきましても、個店の経営努力で既に宅配サービス等を展開している商店もあるかと思われます。

買い物弱者を出さないということは、町としても認識しなければならない課題であります。コールセンターの設置による事業の展開につきましては、民間事業者が担うものとして理解しておりまして、町内においてそのような動きがあった場合には、町

が公共の福祉増進等で支援できる部分がありました場合には検討させていただくことは必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、３項目めの自主防災組織向けＤＶＤ作成に関する御質問にお答えいたします。

近年、各地におきまして風水害、土砂災害など、自然災害が多発し大きな被害に見舞われているところですが、当町におきましても大雨による災害が毎年のように繰り返されております。

また、十勝岳噴火に伴う泥流災害も想定されることから、防災対策及び減災対策の重要性を強く認識しているところであり、現在、地域防災計画の改定作業を進めているところであります。

自主防災組織につきましては、大規模災害等において発生する被害を最小化する減災への取り組みと地域内の防災力向上を高めることを目的に組織され、町ではその担い手となる防災士養成のための助成策を講じており、防災士の方々には防災に関する知識及び技能を習得していただくため、防災アドバイザーによる実技を交えた講習会を実施しております。

また、自主防災組織に対しましては、出前講座の活用のほか、防災意識、防災力向上のための研修の実施に努めているところであります。

現在、講習会や研修会の際には防災ハンドブック、ハザードマップなどの冊子を活用しておりますが、防災に関するＤＶＤ教材につきましては多数、出版されておりますので、それらの内容を研究の上、導入につきましては検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

３番村上和子君。

○３番（村上和子君） 再質問させていただきます。

１項目めのホームヘルパー資格の補助でございますけれども、介護資格受講料への補助については現時点では持ち合わせてはいないということをお願いしたのですけれども、ここ二、三年、介護を受ける方が非常にふえてきております。その介護を受ける方もどんどん重くなってきているという状況があります。

それで、ホームヘルパーが在宅介護、頑張って家族の方も一生懸命やっていらっしゃるのですけれども、やむなく限界に達して、やはり施設に入所しなければいけないというケースが多く見られてきているのです。

それで加えて今、近隣市町村でも介護施設はどんどんできてまいりまして、それでやはり介護従事者がやはり不足をしてきている状況にあります。

それで今、富良野の地域人材開発センターですね、ここで6万ぐらいでやっているということでございますけれども、これは1年に2回しかありません。5月ごろと9月ごろ、しかも今度、変わって130時間という、医師会の協力をいただいてやっているものですから、1日3時間か4時間しかできませんので、28日ぐらい通っていかなければいけないと、時間が非常に長くなりました。

それと評価、やはり筆記試験がありますので、申し込みをした人は必ずしも全部受かるとは限りません。やはり評価悪いと、60点以上でないといかないということで、必ずしも申し込んだ人が全部受かるといことはありませんので、今現在、富良野人材開発センターでどうなっているかといいますと、20名の定員に対して17名ぐらいしか、このところ20名、満員、20名限定で超えるということは絶対今までは、昔は何とか受講料も安かったですから、とりあえず介護の資格を、ヘルパーの資格を取っておいて、家族が何かなったときに役立てようかというような、こういうこともありまして、非常に多く申し込みもあったのですけれども、今は20名の定員に対して17名ぐらい、ここそういう状況にあります。

それで、訪問ヘルパー、今度2級がなくなって初心者研修の資格で、これが介護職員のスタートですので、本当に介護の仕事というのは大変ですから、体を拭いてあげたり、食事の介助をしたり、下のお世話をしたり、本当になかなかヘルパーの資格を取って仕事をしようかということも本当に、なかなか並々ならぬ決意があつて資格を取ろうかということでございます。

それで、この時間とやはり経費もかなりかかるということでございますので、何といってもこの資格を受けないと介護職員のスタートが始まりませんので、何らかの入り口のこのすそ野をちょっと広げておかないと、今、介護従事者が非常に割合といひますか、何かなかなか施設もどんどんふえてきておりますし、そういったことで入り口のその資格を受ける段階でやはり何らかの補助を考えていかないと、なかなか介護従事者の先細りになっていく心配があるのでございますけれども、いかがでしょうか、町長。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の介護職員の介護資格者をふやす方策についての御質問にお答えさせていただきますが、先ほどお答えさせていただきましたように現在、富良野人材開発センターで講習が行われておりますけれども、議員のほうからも御発言ありましたように、定員を満たしていないということも伺っておりますし、また先ほどもお答え

いたしましたように、受講料そのものも、通常でありますと12万から15万というところを、協力関係団体の協力をいただいて6万円弱ということで設定されておまして、その水準は私は適正であるろうと、配慮されているというふうに理解しているところであります。

一方、上富良野町の介護の資格、有資格者等については、これまで各方面で数回にわたりまして受講資格の講習等が行われてきておまして、町が現在、大づかみではございますが、押さえております状況としては、潜在的に町内に既にもう300名ぐらいの有資格者がおられるというふうに押さえておまして、先行きの不安は当然、私も感じておりますけれども、今、町が補助政策を講じて介護資格者の増加を目指す環境にはないなというふうに理解しておまして、むしろ既に資格をお持ちの方々が御活躍をいただけるような、そういうところに力を注いでいくことは、これは必要なかなという認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 超高齢化、もう高齢化よりも超高齢化、それから今度は介護保険のほうで要支援1、2が市町村対応ということになるわけですし、過去にニカラさんで障がい者の方がヘルパーの資格を取りたいということで補助をした経緯がございます。

それと、ラベンダーハイツ特養で資格を持っている人が、経験のない人を経験をしてもらおうということで予算化してきたこともございます。

そういったこともございますので、またいかに資格を取るということは自分の意志で、やはり自分の身につく資格ですから、そういったこともあるかもしれませんけれども、過去にそういういろいろやってきておりますので、それと今、特養でも介護従事者が欲しいところなのです、本当に。

こういったことを考えますと、やはり検討していただけないでしょうか。介護の仕事は本当にきつい仕事で、本当に訪問ヘルパーの資格を取る年齢制限はございません。60過ぎてもいいということで、年齢制限は何歳でもいいということになっております。

ですけれども、その20歳前後の若い方の町長は300人ぐらい資格持っている人はいるのだよとおっしゃるのですけれども、働いてくださいません。なかなか、この仕事が3Kの一つだと言われていて、大変厳しいということで、20歳前後の方の定着もなかなか悪うございますし、やはり今度、将来町のほうでいろいろ手だてをしますから資格を

取って介護の仕事についてくれませんかということに私はなってくるのではないかと。もう富良野でも、どんどんいい施設ができてきておりますし、介護従事者のことを、非常にとにかくこのヘルパーの研修、初任者研修を取らないことには始まらないことですので、それから研修を積んで、実務を積んで介護福祉士となるわけですが、そういった過去のこともございますので、何とか検討されてはどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか、もう一度よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 村上議員の介護者の資格取得についての御質問にお答えさせていただきます。

議員が今、御質問の中で問題の本質がもう既に披瀝されておりますが、その今、御質問の中で述べられておりましたように、資格の私の認識といたしましては、資格取得者が少ないのではなくて、そのヘルパーとして働ける環境を整えることがまず先にあるべきかなと、そういうようなことから派生しまして、資格取得者が、資格を目指す方がふえてくるという、そういう循環の過程の中でまた町がお手伝いをするべきことについて、お手伝いするということはしかりでしょうけれども、まずそういう介護をされる、仕事を目指すというような資格を取得ではなくて、そういう環境をつくっていくことに私どもがやはり汗をかいていくべきことが今、我々がなすべきことかなというふうに理解しております。

それをクリアできた後に、大勢の方が介護士として働きたいというような環境が生まれることに私はまず努力をすべきではないかなということで御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 何らかの検討をよろしく願いたいと思います。次に行きたいと思います。

2項目めの買い物弱者対策としてのコールセンター設置、買い物支援サービスの件ですけれども、町が公共の福祉増進で支援できる部分について検討させていただくことは必要と考えているとの答弁をいただきました。この点につきましては、いい答弁をいただいたかなと思って、ありがとうございます。

まさに、その高齢者の増加に伴って、買い物に困難を抱える買い物難民がふえてきている対策をとるということも、これは福祉事業のサービスの一環ではないかと私は思うのです。

それで、町としましては商工会の活動に対して公益性があるとして毎年、相当額の補助金を出しているわけなのです。

それで、商工会としましては、商工会法の一部が

改正されまして、会則の中に商工会の事業として社会一般の福祉の増進に資する事業を行うことも追加されましたので、今ここで町の思いと商工会がこの種の福祉事業を推進するとなれば、雇用を起こしてコールセンターを商工会内に設置して、移動販売等から高齢者の見守りなど、事業展開をするとなれば、こうなれば、やはりそれも社会福祉事業の一環でないかなと、こういうふうに考えるのですけれども、こういうふうなことが起きてくれば、町としてはやはりその支援もやぶさかではないということなのではないでしょうか、そここのところを、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の買い物弱者対策についての御質問にお答えさせていただきます。

町が基本的にはなりわいとして興すのは事業者、商工業関係者、あるいは団体の方々であろうというふうに思います。

しかし、さきにお答えさせていただきましたように、その事業の中で福祉増進等が期待できるような、私は現在、中茶屋事業が行われておりますが、仮にああいうような場所、ああいうところを想定しますと、ああいう中にそういうコールセンター的な機能を持たすことも、もし事業者の方々が了とすれば、そういう展開もあるでしょうし、ああいう中で今、例として挙げさせていただいておりますが、ああいう中で高齢者の安否確認だとか、あるいはその場所を、居場所づくりに提供していただく等などの、そういう多面的な高齢者に向けての利活用が図れることと相まって行われる事業であれば、まさしく公益性も大いにあるわけでございますが、そういうようなことに対するお手伝いなり応援は、これは前向きに取り組むべきことであろうというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 美瑛町でも買い物支援パイロット事業というのをことしの10月に立ち上げまして、これから取り組みを、買い物支援事業をやっというふうなことでございます。

やはり、町長はそういいますと、よその町はよその町だからと、うちの町はうちの町でということをよくおっしゃるわけですが、やはりそういったものが民間で立ち上がってくると、その動きを待つのではなくて、やはり町みずからがその動きを起こすようなことの原動力になっていただきたいと思っています。

商店街の問題を単に商業者の問題として理解するのではなくて、町としても商店街をこの上富良野町

自治体の中でどのように位置づけるのかということをお大変、大事なことでと思います。

それで、福祉事業ということで、まさしくその商工会も会則が変わりまして一般福祉の事業に資すること、こういった事業を興すことということが追加されましたので、商工会の会則もそのように変わったわけですので、まさにこの福祉一般、町民がやはり買い物弱者だとか、そういったことの地域の見守りということだと、中茶屋ですとあそこに来る方についてはあれですけども、限られておりますし、やはり町としてどのように商店街の位置づけをするか、これが大変、また町としてもその商店街にどのような機能を期待するかを打ち出す必要もあるのではないかと、ただ待つのではなくて、やはりそういう動きを起こってきたから町で支援するぞとおっしゃるのですけれども、そうでなくて、その動きをさせるように町として力を尽くしていただきたいと、このように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の買い物難民に対する御質問に対しましては、先ほどお答えさせていただきましたように、さまざまな取り組みがそれぞれ事業者の中から起きてくることを期待しているわけでございますし、またそういったことをしっかりと商機としてやはり捉えていただくような、そういう感覚もやはり商工会の、あるいは個店の皆さん方が既にお持ちだというふうに私は理解しております。

ですから、もう既に取り組みをされている個店の方もおりますので、そういったことの動きに私どもが背中を押してあげるといことは、これはもう当然するべきことであろうと思いますし、ただ町のほうからこういう取り組みをしてはどうですか、あるいはこういう取り組みをしませんかというようなことについては、やはりそこは出過ぎず、あるいはまた余り無関心でもないようにという、このバランス感覚は非常に難しいわけですが、基本的にはやはり自発性を生ませるような情報提供だとか、そういったことには力を注いでいくべきだなというふうに思っております。

それから、商店街の活性化についても少しお触れになっていたかなと思いますが、これについては、商工会の皆さん方と私といたしましては、その思いは現在、共有できているというふうに思っております。なかなかその形として町民の皆さん方が確認できるような状況は今、とりわけ際立って見えるものはありませんけれども、その思いは本当に非常に思いは高まってきているというふうに理解しております。

すので、ぜひ御期待をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 自発性を興すようにということですけども、やはり興させるように本当にそこだと思ふのです。

それでやはり、町としても商店街をどのように位置づけるのかという、その基本的理念というものをやはりしっかりと描いて、そして寄り添っていく、そういう声が出る、町で声上げるのではないのだということをおっしゃいますけれども、そうではなくて、やはり町としても商店街に寄り添っていった、ともに考えましようという、そういうことは大切だと思ふのです。

いつもこういうことは民間がやることであって、そういう動きが出てきたらとおっしゃるのですけれども、やはり待つのではなくて、今、興さないと、やはり町長の強い思いを、やはり現場を見ろというか、商店街の方も一生懸命頑張って必死に生きていらっしゃると思います。本当に、私はもう店がなくなってしまうのではないかとというぐらい危機感を持っております。

そういうことで、やはり町としても本当に商店街の問題を単に今、いろいろと話し合いもしているのだとおっしゃるのですけれども、商業者の問題として理解することではなくて、やはり町長のリーダーシップ、町の商店街をどうするのだということを、そういう強いリーダーシップを求めたいと思うのですが、どうぞお願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問に、ちょっと御質問の内容が少し違うほうへ展開しているかなと思いますが、ぜひ村上議員にも御理解いただきたいと思うのですが、商店街のみならず、商工業のみならず、産業の活性化を図りたいという思いは、非常に私も強く感じておりまして、ここ二、三年前から、商工会のみならず、観光協会も含めまして、予算上も活発に活動できるようなきっかけづくりになるような配慮もお互い合意して、進めさせていただいているというように認識しておりますので、そういう結果が今の商工会が非常にまた活気が戻って、商工会としての活動が活発化しているということを感じておりますので、私はしっかりと形になってくるというふうに理解しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 3項目め、自主防災組織向けのDVDを作成してはというところでございま

す。

それで、地域防災対策の今、改定版を作成中だということですので、その作成も本当に今取り組んでいらっしゃる、防災アドバイザーの方も一生懸命取り組みをされております。

それで、防災ハンドブック、ハザードマップなどもあるのですが、出前講座に行っているいろいろな研修もやられているのですが、なかなかちょっと、いろいろ目を通して読むという、隅々読んでいらっしゃる方もいらっしゃると思うのですが、これ私、ずっとこの防災関係の特別警報を運用開始、災害への備えは万全ですか、この町広報で十勝岳の様子、こういったいろいろな本当に車運転中に大地震になったらどうですか、それから十勝岳の防災訓練の様子、自主避難、こういう避難とかということをいろいろこういうふうになっているのですが、やはり一つにまとめて、わかりやすくDVDにまとめて、そして各町内会に配付なんかをしていただくと、やはり統一もされますし、それから防災メールの登録方法、これなんかも統一できていいと思うのですが、いろいろあるので検討されるということですが、町長、そういったことはいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番、村上議員の防災用の研修のためのDVD映像教材をというような御質問でございます。

今のこの御時世で、やはり目で訴えるという手法は非常に有効だというふうに思っております。現在、担当のほうでさまざまな教材が出ているものですが、やはりこの地域に合ったものでないとうまくその効果が期待できないということで、今、そういう内容を検討、研究しておりますので、それらがきちっと上富良野町の防災対策に適したような教材だというのが選別できたときには、ぜひそれを活用するような方法で取り組んでまいりたいと思っておりますので、少しお時間をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） やはり、このレベルで避難をしてもらおうと、そして避難指定災害に遭わなければいいわけなのですが、やはり行政としては空振りをおそれて、避難しても何もなかったのではないかなんかことを慎重にされるものもあるのではないかなんかと思ひまして、やはりまずは避難をもらうということをきちっとわかりやすく、このレベルになると避難をしてもらいますと、何でもなくて、戻ってもらうこともあるかもしれませんが、

空振りであっても、何とかやはり住民の安全を守るためにこのような発令をしたのということです、まずは自主避難ということ、そこを徹底してわかりやすくまとめてDVDをつくってくださると、いろいろ書きましてもまた忘れてすることもありますし、ですからDVDですと入れて、皆さん統一した周知徹底になるなと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います、いかがですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきますが、私の理解がちょっと議員のお尋ねとちょっと違っていたらお許しいただきたいと思うのですが、今、お聞きいたしますと、私としては、市販されているさまざまな防災用のDVDがございますので、その中から上富良野町の災害等にうまくマッチするものがあれば、ぜひ活用していきたいというような思いを持っております。

今、村上議員からお尋ねされた中に、町報、あるいは広報等で、いろいろ上富良野のものをお伝えしているのですが、それらを映像化したものも必要ではないかと、それを文字を映像にかえたものが必要ではないかということでもしお尋ねでしたら、今、パワーポイントという、もう御存じでしょうけれども、そういう手法もありますので、そういう文字を画にしたものはつくることは可能ですので、それらも含めて勉強させていただきます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番村上和子君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開を10時50分といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（西村昭教君） 会議を再開いたします。

次に、4番米沢義英君の発言を許します。

○4番（米沢義英君） 町長及び教育長に質問させていただきます。

第1点目は、商業者の商工振興にかかわって活性化に向けた取り組みについてお伺いいたします。

今、景気が伸び悩み、また給与も連続して削減、抑制されるという状況の中で消費も落ち込んでいるというのが上富良野町の経済の実態ではないでしょうか。

また、同時に消費者の購買力も多様化し、購買力そのものが町外へ流出してしまうというのが現状でもあります。

そういう状況の中で、いかに町に購買力を呼び戻すかどうか、流出を少なく抑えるかどうか、これが今、町にも商工会にも問われているのではないのでしょうか。

そういうことを考えれば、消費者や商工業者の意識及び動向の実態調査を実施し、町、商業者の活性化につなげるような具体的な対策が今、求められていると考えますが、この点で町長はどのような見解をお持ちでしょうか。

二つ目には、商店のリニューアル助成についてお伺いいたします。

商業の活性化に向けたさらなる対策は必要になってきているものと考えています。商店を支援する取り組み、他の自治体でも多様な形で取り組まれているのが現状であります。

また、個別の対策を打って、手だてを打って、この不況の中での商品、あるいは販売額が伸び悩むという現状を考えた場合、個別の対策を打ってその活性化につなげるということも一つの方法ではないでしょうか。

確かに町においては、いろいろな商業振興策も打たれてはおりますが、それと同時にあわせて小売店、飲食業、宿泊業などを営んでいる事業者にとっては当然、施設を長く使えば老朽化してくるという状況の中で、営業にかかわる機器、冷蔵庫等、あるいはガス台などなど、あらゆるものが古くなるという状況の中で、更新や内装など新たにし、顧客を、あるいはお客さんと呼び込むという、そういった対策が今、また求められています。

そのためには内装等、あるいは営業機器等の更新には当然のように費用が伴います。他の自治体においては、こういった部分に対しても上限も設けて補助制度を実施している自治体が今、出てきており、大変、好評を受けているということをお聞きします。

今、営業を継続する上では確かに町の融資制度など借りる方法もありますが、そこまでは手が届かないという方も実際におられます。そういう意味では、商店の活性化の支援策として商売を営んでいる人たちを支援するための商店リニューアル助成事業補助金制度を設けてはどうかと考えますが、この点についても町長の見解を求めます。

次に、住宅リフォーム制度についてお伺いいたします。

住宅リフォーム補助事業については、平成25年度で終了という段階に入りました。補助事業の内容を見ましても、まだまだ見直さなければならないという状況があります。

他の自治体では、水回りや、あるいは水洗トイレ、あるいは壁を直すなどなど軽微なものに対して

も助成策を講じ、使い勝手がいいというような声も聞かれております。

そういう意味では、上富良野町と他の自治体を比べると、その点が若干違うような気もしております。この間、議会でも多くの議員からもこの改善を求める声も出ております。またまた、今回、事業者においても当然、今後継続してほしいという声が出ているという状況も聞いております。

そういう意味では25年度で打ち切るのではなく、引き続き住宅リフォーム補助事業を実施すべきと考えますが、この点についてもお伺いします。

次に、福祉灯油の実施についてお伺いいたします。

近ごろでは電気料金、食料品、燃油などの値上げが続いています。さらに年金の削減など、給与の抑制などなどがあり、生活環境が悪化しているというのが実情ではないのでしょうか。

これから本格的な寒さも到来してきます。生活には北海道においては暖房は欠かせないという状況になっております。福祉灯油の実施が急がれていると考えますが、この点について町長は具体的な、恒久的な対策をとるという形の中で提案されてきたけれども、しかし、それは決してこの福祉灯油に置きかわるような政策ではないと私は考えております。

この町が示した恒久的な対策プランがこれを認めたとしても、仮に燃油等が上がり、引き続き福祉灯油の実施を求める声はやみません。私は、この点でも政策というのは個別の政策で具体的に福祉灯油を求める人がいるとすれば、それをきっちりと支援する、それが政策だと私は考えておりますので、通り一遍の政策、こういう政策では納得できるものではありませんので、この点についての町長の見解を求めます。

次に、教育長にお伺いいたします。

学校、施設の閉校後の活用について、東中中学校の閉鎖が決まるという状況になりました。この間の質問に対しても答弁では、今後、住民会と協議しながら閉校後の東中中学校のあり方を検討したいと、こう述べてきておりますが、この今後の対応について、その後の経過についてどのようにされようとしているのかお伺いいたします。

さらに、江幌小学校においても閉校への動きが報道されていますが、当然のように今後の対応、施設の閉校後の学校の活用の仕方が問われていると思います。この間、町民からも学校閉校後の施設を活用した宿泊研修施設の転用を望む声なども具体的に上がっておりますが、教育長はどのように活用されるのか、この点、答弁求めます。

次に、上富良野高校への給食の提供についてお伺いいたします。

町では、上富良野高校への生徒の確保と間口の維持のために就学支援、通学、下宿補助等の支援強化を行ってきました。これは、一定程度効果は上がっているのかなというふうに感じられます。

また同時に、生徒にいたっては朝食をとらないで学校へ来るという生徒もいると聞いています。食事は、体を整えるために必要な栄養素となっています。

また、町では食育という形で食べ物をきちっとって、体を健全、健康な体をつくるということを推奨しています。その点からも、上富良野高校への学校給食の提供は道理にかなったものと考えますが、この点についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず1項目めの消費者や商工業者の動向実態調査に関する御質問にお答えさせていただきます。

消費者ニーズや商工業者の経営意識、消費動向や町内購買力の把握など、商工業を取り巻く地域の実態を把握することは、将来に向けた商工業振興施策のあり方や事業者の経営戦略を構築する上で非常に貴重な基礎データになり得ると理解しているところであります。

今後、御質問の実態調査につきましては、町の商工業振興施策や商工会等の関係機関との協議を通じ調査の必要性、有効性を十分に研究した上で取り組みについて判断してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの商店リニューアル助成に関する御質問にお答えいたします。

これまで平成13年度から平成18年度までの6年間、商工会員を対象として商工振興条例を制定し、店舗の改築、新築改築事業に対する助成制度を講じてきた経緯があります。

事業の採択に当たりましては、1点目は新分野及び業種転換によって新たな商品やサービスが提供される場合であること、また2点目として休憩場所やトイレの設置、通行者の安全や利便性を図る上でのロードヒーティングや融雪槽の設置など、公益性が生かされることを要件としてきたところであります。

議員御質問の営業機器の更新や店舗のリニューアルのみを目的とした助成制度を設けることにつきましては、本来、事業者みずからが経営方針に基づいて行われるものと認識しており、商業振興施策にお

ける助成制度としてはなじまないものと思われ、その考えを持ち合わせておりませんことを御理解を賜りたいと存じます。

また、融資制度につきましては、現在、融資枠を拡大して対応している実態にありますので、十分にその機能を果たしているものと考えております。また、時代の変化に対応して制度を改善していく必要が生じた場合は検討してまいります。

なお、本年度より新規開業等支援事業を実施し、新規開業や業種転換をされる方への支援策を講じており、その利用促進を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの住宅リフォーム事業に関する御質問にお答えいたします。

現在実施しております助成事業につきましては、平成23年度から今年度までの3年の期間で、地球温暖化防止対策、またはバリアフリー化への住宅リフォーム及び省エネ住宅設備機器導入に対し、その費用の一部を助成することにより、エネルギー対策と高齢化社会に即した快適な住まいづくりを促進し、あわせて町内住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的としたものであります。

平成23年度から本年11月末までの実績を見ますと、合計107件、総額で1,438万8,000円の助成を行ってまいりました。最終年次である今年度末までは、まだ期間もありますことから、さらに制度利用者もあるものと考えております。

その事業にかかる工事費総額は2億7,405万円で、全額が本制度により喚起されたものではないにいたしましても、大きな契機になったものと考えております。

さらに、助成対象を町内の建設業者が施工したものと限定したため、町内業者への発注を促し、雇用の増進を含めて町内の経済振興に一定程度の波及効果があつたものと評価しております。

また、助成制度の継続を希望する町民の声も耳にしておりますことから、来年度から3年間をめどにリフォーム助成を継続してまいりたいと考えております。

現在の助成制度は、国が行ってきた助成制度と連携するものですが、国の制度が見直されておりますので、町の制度内容につきましても見直しを加えながら進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、福祉灯油に関する御質問にお答えいたします。

灯油価格が特異的に上昇したときに、臨時的に支援する福祉灯油事業につきましては、事業そのもの

を否定するものではありませんが、私といたしましては限られた財源の有効活用を考えたとき、日常生活におきまして、たとえリスクを負った場合でも安心して暮らしていけるよう、広い視点に立った生活を支える恒久的な事業に活用していくことが重要と考えているところであり、その考え方につきましてはこれまでも都度お答えさせていただいたところがあります。

このようなことから、この冬におきましても、福祉灯油事業につきましては、実施の予定をしておりますが、前段お答えさせていただいたとおり、恒久的な生活支援策として重度障がい者タクシー利用料助成事業の拡充など、六つの事業について組織内における政策調整会議の議論を経て、新年度からの事業実施に向け、今後の予算審議等を通じて、さらに議論を深めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目めの学校施設の閉校後の活用に関する御質問のうち、前段の東中中学校に関する部分についてお答えいたします。

東中中学校の閉校後の利用につきましては、当初、地元住民会から農作業の人材確保を図るための宿泊施設に活用できないか検討願いたいとの御意見をいただき、その実現の可能性を検討するため、既に取り組んでおります富良野農協から状況をお聞きし、さらに東中中学校の活用可能性も含めて打ち合わせを行ったところでありますが、農協においては現在、富良野市で同様の施設を運営しており、この運営に当たっては多額の費用を要していることから、さらに新しい施設の運営は困難と回答を得たところであります。

これを受けまして、町が直接事業を運営できるかについて検討したところでありますが、施設改修費用を初め、施設利用者の確保、利用者の働く場所の確保など、町においての実施は困難であるとの結論に至ったところであります。

なお、東中住民会にもその旨、説明し理解をいただいておりますが、他の活用方法については今後さらに検討をしていただくこととしております。

また、職員提案で出されております民間への売却や利用見込みのない場合の取り壊しなどの案につきましても説明させていただいておりますので、引き続き住民会と協議を進めるとともに、今後、さまざまな御意見をいただきながら方向づけをしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員の5項目めの学校施設の閉校後の活用に関する御質問のうち、

後段の江幌小学校に関する部分についてお答えいたします。

江幌小学校の閉校の動きと学校施設の閉校後の活用についてであります。江幌小学校は明治43年に上富良野第2教育所として開校し、平成2年に校舎、体育館を新築、平成3年度からは豊かな自然や少人数の特色を生かし、さまざまな体験活動や心の触れ合いを通して児童を育むことを目的に、本来の学区を超えて通学できる特認校を導入し、地域と一体となった特色ある学校経営を行ってきたところであります。

しかしながら、来春には現在の児童11名、教職員6名が児童7名、教職員3名となる予定から、この状況を踏まえて保護者会は今後のあり方について協議を重ねる中で閉校やむなしと判断し、その後、同窓会、住民会などと協議を続け11月28日に開催された臨時住民会総会において経過の説明と意見交換が行われ、最終的に閉校が承認されたところであります。

教育委員会といたしましては、このたびの決定を受け、平成26年度末の閉校に向けましての対応を図ってまいります。

また、閉校後の学校施設の活用につきましては、地域の皆さんの意向などを踏まえた中で検討を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、6項目めの上富良野高校への学校給食の提供に関する御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、今年度より上富良野高校に対する新たな支援策として通学交通費や下宿代、就学支援金の助成を行い、保護者の経済的負担の軽減などの支援策を始めたところであります。

御質問の学校給食の提供については、本年3月の定例町議会で御答弁させていただきましたが、さらなる支援策については今年度からの支援策の状況などを見きわめながら、この学校給食の提供について研究、検討を続けてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問、ございますか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 商工会の実態調査の取り組みについて伺います。

これは、今後、町のやはり商工会等における、町自体における振興策にかかわる重要な私は柱だというふうに考えております。

そういう意味では、きっちりと町が音頭をとりながら、その有効性を十分検討した上でというような表現になっておりますが、私はやはりそれは必要なことで有効性を検討する以前の問題だというふうに

考えておりますが、これは町長どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4 番米沢議員の、まず商工業者の実態調査につきましての御質問にお答えさせていただきますが、私の記憶では、去年、おとしだったと思いますが、既に雇用対策等でこういった試み、実施を、調査実施を商工会に御相談を申し上げた経過があらうかなと思います。その時点では、事業化に至らなかったというような記憶もございます。

しかし、この必要性については、私は最新の情報を常にしっかりと押さえて次の施策を展開していくということ是不変なものだということで、そのあたりについては議員と意見を共有できるものだというふうに考えております。

町がみずから、町の範囲において実施するということは、やはりこれはその業界の皆さん方のお知恵をかりて、あるいは力をかりて行っていくことが、やはり魂の入った調査にもなろうと思っておりますので、そのあたりはこれから町が前のめりに多少なる必要はあらうかと思いますが、そういったような思いを持ちまして商工業の団体の方々と最新の動向を常に把握していくという、そういうことはぜひ共有してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） そういう答弁になりますと、商工会自体が当然、動くの必要だと私は思いますし、当然こういう認識が共有していくというのは当然だと私は思います。

しかし、町長の答弁を聞きますと、商工会自体がなかなかいい返事をしてくれないと動けられないのだというような答弁かというふうに思いますが、私はそうではなくて、将来、こういうふうなやはり活性化対策を町としても政策として打ってきて、なおかつそれにステップアップできるかどうか別としても、町の活性化対策の一助になればということで、こういう対策、実態調査したいのだという、やはり町長が言う熱意です、それをやはり相手に伝われば揺り動かす原動力になるのだというふうに思います。

町長のようにちょっと引っ込んで聞いて、様子見て「どうしようかな」なんて考えている暇に、町の経済の動きがどんどん変化して変わっていくのですよ、町長。そこをきっちり押さえた中で、こういう問題を素早くやれるかどうか、ここが今の分かれ目だと私は考えていますので、もう一度きちっとした答弁求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

ある種、エールを送っていただいたのかなということで理解もさせていただきますが、議員のお考えにつきましては、私は何も異を唱えるものはございませんが、しかし、やはりこれは対象業界の方々と私どもと意見が共有できるということが、私はやはり少し押し方が足りる、足りないの見解はあるでしょうけれども、しかし日ごろからそういうやりとりをしていく中で、私は私の思いを伝えながら、やはりそれに答えていただけるような環境をまずつくって、それから一歩前に出るということが、私はある種、町がリードをして進むということも方法として否定はしませんけれども、しかし、やはり商工、今の、議員が御質問の商工業に限って申し上げますと、やはりここは私もそういう思いを伝えることはやぶさかではございませんが、それは全く議員がお話のような思いを持っておりますけれども、まず意見を共有して、そして歩みを進めるということが、私はあるべき姿かなというふうに理解しておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 町の5カ年計画にもやはり商工振興は大切なのだと、これは町の活性化につながるのだということがうたわれています。

私は町長にもう一度、しつこく質問いたしますが、やはりそれでは協議を再開すると、何らかのアクションを起こすということで理解していいのか、それともまだそこまではいかないと、まだまだ十分そういったことも練りながら、その後でワンクッションかツークッションかわかりませんが、置いて始めたいのだということなのか、ちょっと理解できません。

私はいずれにしても、この種の問題は非常に大切な問題だというふうに考えておりますので、この点、何らかのアクションを起こすのかどうなのか、来年度から、新年度から、ではこの点、明確にしていきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4 番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、商工団体の皆さん方と常に1年中通じてさまざまな課題を出し合って、そして協議を続けさせていただいている実態がございます。

そういう中で、今、議員から御提案いただいておりますこういう動向調査等についても、そういう課題の一つとして御提案させていただくことを、それは想定させていただいてよろしいかというふうに思い

ます。

一つ一つを切り取ってどうする、こうするというのではなくて、ずっと恒常的にお互い課題としてあるものを協議していくという、そういう中の一つの切り口としては、これから商工会のほうに御提案させていただくことは想定していただいて結構かと思います。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） ぜひ早急にそういう対応をとっていただければというふうに思いますが、次に2 番目の商店のリニューアル助成についてお伺いたします。

この答弁を見ますと、今後、状況の変化と時代の変化等に制度を改善していく必要性が生じた場合は検討をする余地もあるのかなというふうな表現もされております。

今、個々の店を見ますと、なかなかやはりそれぞれ融資の状況も違いますので、一概には私は入れないというふうに思いますが、ただやはり売れ上げが伸び悩んだり、精一杯努力しながら営業を続けている業種の方も多くいらっしゃると思います。

その中で、やはり一番よく聞くのは、やはりお客さんというのはいろいろなところに行きますから、すぐ目が肥えていたりとか、ちょっとこの店にまじまないかなだとか、そんな印象というのはすごく敏感にやはり察知しているというのは状況です。

その中でもやはり、大きい修繕、改修にはいかなけれども、例えば冷蔵庫が壊れた、細かい話をしますよ、ガス台が壊れただとか、油がかかって壁が汚れただとか、そんなのがすごいあるのです。やはりそういうときに、少しでも他の自治体ではこういった部分に対して上限を設けたりだとかして、住宅のリフォームと似ているのですけれども、そういう補助制度を設けて、そういった経営に少しでも資するような補助制度で使いやすいような制度を最近つくっている自治体がふえてきているというのが状況です。

私は今、上富良野の状況を見た場合、こういったものもやはり検討して、十分それが生かされる条件にある時期に来ているのではないかなというふうに私は考えて、今回の提案をさせていただきました。

確かに町の融資制度があれば、それなりのこともできるのかもしれませんが、そこまではちょっと手が出ないという方もおられるというのが、全部ではありませんけれども、受けておりますので、こういう制度で、やはり少しでもそういう商店あるいは事業所を支援する、町もこの間やってきましたから、それにさらに上乘せするという形の中でやってはどうかかなというふうに思います。

染まらないというような表現使っておりますが、住宅リフォームもなじまないということで言っていましたけれども、実際、ここに来て一定の投資効果は町自体も認められているわけですから、やはりそういうことを組んだ町の政策として、きちっと提案して町長頑張っているのだなというような評価もいただけるのかなというふうに思いますので、この点、もう一度、町長の答弁を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4 番米沢議員の商店のリニューアルに関します御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ町もでき得る限りの個店の活性化、あるいは後継者の育成等を含めて政策を用意させていただいております。

議員がただいま御質問、御提案いただいておりますような個々の事業者への小規模な、何と申しましょうか、機器の更新、そういったものに直接町が公費を持って応援するというような仕組みを仮にそれが是というようなことを想定しますと、私はこれは他業種、他業態にもやはり同じようなことに配慮を想定しなければならないというようなことを考えますと、ここはやはり現在、町が用意させていただいております融資制度だとか、あるいは新業態へのリニューアルだとかという、そういったものを活用していただくことが、町としてのとるべき施策でないかというふうに理解しているところでございまして、個々の機器の更新あるいは入れかえ等につきましては、直接、町が応援をするということは、制度としては、私は先ほど申し上げましたように、なじむものではないなというふうに理解しておりますので、他の仕組みを持って事業者の経営努力に応援をしていくということは今後も積極的に取り組んでいくべきかなというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） そういう状況で他の自治体なんかでは、やはり一定の効果も出ております。やはり、いろいろな政策も展開しておりますので、ここだけということでは私はないと思いますので、ぜひ今後、この点、検討していただきたいというふうに思います。

次、住宅リフォームについてお伺いたします。

住宅リフォームについては、今後3 年間、継続するということですから、あわせて補助項目、内容、軽易なものはあわせて制度の見直しをされるのかどうか、この間の質問では十分これで対応できるのだということを言っていましたけれども、他の自治体では町外から来る業者の方にも5 %ぐらい限度

で補助を出して、それを興しているという自治体もありますが、そこまでは私は求めません。

あくまでも、町内の業者を活用してやはりやるべきだというふうに私は希望であります、同時にやはり壁の補修だとか、いろいろな水回りだとか、水洗化でちょっと修繕しなければならないだとか、いろいろな細かい制度を使いやすいように改善している自治体がありますので、この点、改善するのであればそういった対象項目の内容も見直して改善していく必要があるのではないかとこのように思いますが、この点どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の住宅リフォームについての御質問にお答えさせていただきます。

今後、継続して事業を実施していきたいということは方針として考えておりますので、まず御理解をいただきたいなというふうに思っております。

内容の組み立てにつきましては、冒頭のお答えでも申し上げておりますように、国の取り組みが変化してきていること、さらには町といたしましても時代のニーズに合ったような利用者が求める内容になっているかということは、これはもう検証しなければならないというふうに思っております。

そして、やはりこのことがもたらす経済効果もなかなか期待しているものがあるなということで考えております。

ただ、米沢議員と今まで議論させていただいた経過がありますけれども、もう何でもありですよというようなことが果たして町が行う事業としてどうかということ、そこについては、私はやはり一定程度の事業の目的をきちっと明確にした事業でなければならないということを考えておりますので、そのあたりは、そして現在も相当幅を持った運用ができるような仕組みに現在もなっているというふうに思っておりますが、さらにそれが利用者の実態と合っているかどうかは、これは検証した上で再構築をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ぜひ内容等についても検討していただきたいと思っております。

次に、福祉灯油について伺います。

町では、福祉灯油の助成は行わないという形で、恒久的な生活支援対策を提示しました。

私は、これに至っても、例えば保育に至っても限定的であったりだとか、通院の補助、あるいはいろいろな事業が載っておりますけれども、果たしてこれは行政として個別の政策でやればよいことであっ

て、福祉灯油を、やはり燃料だとか食料品とか、高騰だとか、燃料が上がってきているということであれば、それに対して具体的なやはり項目をこうしてやるべきであって、これを行ったからそれはなしよというような、そういうものではないのではないかと私は思っています。

そういう意味では、幾ら私はこの町が出してきた、提案された内容を読んでも、福祉灯油に置きかわるような内容ではないと、あくまでも福祉灯油は福祉灯油だということですから、この点で町長は置きかわるというふうに考えなのかどうなのか、対象の範囲もごく限定的で限られてくるということになりますし、その点どのようにお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の福祉灯油の関連につきましてお答えさせていただきます。

この間、議員と本件につきまして御議論をさせていただいている経過がございますが、重複する部分もあるかと思っておりますけれども、私といたしましては現下灯油のみならず、議員御質問にありますように電気料金も含めて、あるいは、時には冬の野菜の高騰と、さまざまそういう物価についての変動は、これは常にあることでして、都度都度、そのターゲットを、今回は灯油ということで対象を絞ってお尋ねされておりますけれども、私はそういった個々人の生活を防衛するということに對しましては、それぞれ個々人がやはりいろいろ知恵を絞って、それに対応していただくと、そういう捉え方をしております、例えば国が行います、過去にありました定額給付のような、そういった国が政策として国民ひとしく打つような対策はあったとしても、町が個別に目的をそういう物価変動等に対応する個々の政策を展開するということは、少し私の思いとしては公共が行う施策にはなじまないというふうに考えております。

そういう中で、例えば上富良野町の現状から申し上げまして、例えばさきに実施させていただきました、商工会が行いましたプレミアム商品券等の事業につきましても、捉え方によっては間接的に生活者の生活を支援することにつながっていく効果を持っているというような見方もできますので、そういう今の現下の生活状況、あるいは物価状況等を見きわめたときに、他の生活防衛策を講じることによって、それは私は対応していただけるものだと、そして一方、御提案させていただこうと思っております福祉政策については、恒久的な対策につきましては、これはどなたも安心して町で住んでいただけるような根っこの部分でございますので、これは私は福祉灯油に置きかえてという考えもありませんし、

私はそこは切り分けて理解をするべきだというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 例えば除排雪については所得制限は設けて対象外だということになっています。そしてこれは、寝たきりおむつ対象者につき2万2,000円ぐらいの施策で出していくという形の問題、例えば保育料金に至っても、それ以外の人はどうなのだという話です。まだ、この4階層だけがそれでは大変なのかという話も出てくるわけです。

そういうことも含めて、押しなべて考えたら、この出してきた生活の恒久的な対策というそのものも何かおかしい部分が結構見受けられます。通院証明にしても、有料のところもあれば無料のところもあるし、富良野保健所、ここについてはちょっとわかりませんが、申請手数料がかかりますから、こういったものでは恐らく該当になっていない部分があるかなというふうに思います。

いずれにしても、社会保障という形で、あるいは国がそういう補助制度を使って援助してやるというときに、なぜそれを活用しないのかということも私は問題だというふうに思います。

確かに町長の言い分では、よりこれが社会保障として充実したものはその該当する人に対して社会保障の理念からして全く文句言われるような内容ではないというような答弁なのかもしれませんが、私はこういうものと福祉灯油の政策とは個別に分けて考えるべきだというふうに考えております。

そういう意味では、これからこういう問題が起こってきたときには、必ずまた福祉灯油どうなったのだということでも出ますよ、町長。それでも拒否されるということなのだというふうに私は聞いておりますが、私は個別の政策をきちっと打ってこそ社会保障の町の充実策がうたわれるわけですから、内容が充実するわけですから、きっちりと制度として位置づけてやるべきだというふうに思いますが、この点、もう一度明確な答弁を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4 番米沢議員の福祉灯油に関します再度の御質問にお答えさせていただきますが、私は何度も申し上げておりますが、この福祉灯油事業につきまして過去に当町でも取り組みをさせていただいた経過も承知しております。

しかし、限られた町の財源をどういうふうに生かしていくかという、そういう観点から考えると、こういう生活防衛の一つの切り口として捉えられております福祉灯油について、その財源を充てることが

町民の暮らしを安定させていくことになるのか、あるいはその下支えすることになるのかというような考え方に立ちますと、やはりどういう方であっても、リスクを負ったときにそれをしっかりと支える施策へその資源を投じることが、私はトータルの、最終的に町民の皆さん方が安心感を持って暮らしていただける仕組みであろうというふうに理解しております。

どちらにも十分な財源が充てられるような状況だと、仮に百歩譲って仮定すれば、それは時の状況を財政状況を見た中で100%否定するものではありませんけれども、やはりこういう御時世の、限られた財政の中でどういうふうに有効な政策を展開するかという観点から理解しますと、先ほどお答えさせていただいたような方向に私としては進むべきだというふうに理解しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 限られた財源と言うけれども、そうだと思いますよ。

ただやはり、予算委員会、決算委員会でも申し上げましたけれども、いわゆる騒音に基づいて、その周辺の方々に福祉の向上だといって補助を出しているわけでしょう。そういうお金があるのだったら何ぼでもできるのです、こういったところは。財源ないとは言わせませんよ、僕は。町長、そこはどのようなのですか。あれも福祉に寄与しているから公平なのだというので答弁されるのですか。私は根本的な原因は、自衛隊の駐屯地、あるいは演習場があるから、そういった原因を振りまいているのであって、それがやはりなければ、そういった騒音被害だとかなくなるわけですから、そういうものだというふうに考えております。

それで、必要な助成策ということで手を打ったけれども、町には何回も言いますけれども、自治奨励制度だとかという制度があります。それと違うのだと言うかもしれませんが、そういうものを活用して、少ない財源の中でこそうまく活用して、そういうものにも負担軽減できるような対策をとれば十分可能なのです。それをやらないだけなのです、町長。そこが問題だと思っているのです、どうなのでしょう、財源はありますよ。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4 番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、何度も申し上げますが、私といたしましては、町民の暮らし全般を見、あるいは町の発展を願う、そういう観点から町政全体を組み立てさせていただいておりますが、そういう中を通じて現在、議会の皆さん方とを共有し

ながら組み立てている町の仕組みというものは、やはり町民が求めている、あるいは望んでおられる姿だというふうに理解しておりますので、全体の組み立てについては現在の形を踏襲してまいりますし、個々の政策につきましては、やはり公平感、あるいはその財源の有効活用はしっかりと担保されているかというようなことから、それをしっかりと基軸に組み立てをこれからもさせていただこうと思っておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） そういうやはり変化球を投げたりだとかとかいうか、わからないです、私には納得できませんので、今後そういった要求はまだ必ず出てきます。そのときに恐らく、行政の態度が問われる時期が絶対来ると思いますので、その点、述べさせていただきたいと思います。次に移ります。

学校閉校後の問題では、前から検討するというところで、確かにいろいろな運営費、経費もかかることだというふうに思います。やはり、住民からは宿泊施設等の転換、転用だとか、いろいろな形が要望としてされています。

江幌小学校、清富小学校の活用をしたりだとかしていますけれども、やはり一定規模を超えると使い勝手が悪いだとかいろいろあります。

そして、やはりそういうことを考えると、一つしっかりとした町にも宿泊、研修できるような、いろいろな行事にも使えるようなという形で、やはりあってもいいのだというふうに思いますので、この点、全くその余地がないのかどうなのかお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4 番米沢議員の学校閉校後の利活用についての御質問にお答えさせていただきます。

東中中学校についてお答えさせていただきますが、先ほどお答えさせていただきましたように、地元住民会の望んでおられる利用の仕方、あるいは職員提案等さまざまな形で御意見をいただいておりますが、現在のところ、東中地域の皆さん方が後利用を希望されているような形の組み立ては非常に困難だというような状況でございます。それについては、地元の皆さん方も御理解をいただいているところでございます。

一方、職員提案等の中にも有効活用が図れないということであれば、将来の管理経費等も考えると、やはり取り壊しというようなことも選択肢の中に必要ではないかという提案もいただいております。

いずれにいたしましても、放置しておけば当然、

危険な建物になりますし、有効活用が図られるようなものが見出せれば、これはむしろ積極的に組み立てをしておきますが、しかし、そういう方向性が見出せない場合には校舎等については取り壊しもやはり選択肢の一つになるかなというような思いも持っております。

いずれにいたしましても、そう遠くないうちに、いつと、何月までにとすることはまだ申し上げる段階に至っておりませんが、そんなにいつまでも放置しておけるものではありませんので、一定の時期を捉えて方向づけを決めて御報告させていただきたいと思いますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4 番米沢議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

私のほうからは江幌小学校の関係になります。

先ほどもお話しさせていただいたのですけれども、つい最近、この部分決定、廃校が承認された部分でありまして、これから検討を住民会のほうからも意見を聞きながら検討を進めていくことになりました。

東中中学校とは若干違いまして、施設のにも平成 2 年に建設されて、東中よりは新しいと、なおかつ東中より小さいというような状況ではありますが、再活用、再利用については非常に全道、全国で廃校が続いておりますので、その中でもなかなかうまくいっている例が少ないという状況もあります。

先ほど米沢議員のほうからは町の施設としてどうかというお話もありましたけれども、現実には今、その施設の部分が足りないというような状況には残念ながらないわけで、幸いにないわけで、そういう観点から考えても新たな研修施設の部分は清富がございしますので数をふやすような今のところ予定はないわけです。

しからば、どのようなものがあるのだということでお話をされるかもしれませんが、それらはこれから知恵を結集して、いい案をそこに外に求めていく、自分たちもみずから出していく、外からもいろいろな企画を受ける中で、何とかいい方向性を出せたらいいなど、そんなふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） そうなりますと、もう全てがそういう施設を活用できないということになると思います。

ただ、やはり私は一つでもいいから、どこになるかわかりませんが、やはり既存の施設を充実して、

清富小学校だって使いづらいという話がたくさんあるわけですから、やはりそれなりの施設の充実はないとだめだと思います。

今の段階の施設では、やはり活用しづらいわけですから、もっと泊まって自炊ができたとか、工夫できるような対策とらないで、あれがあるからいいというふうな話には教育長もされていないと思うのですが、町長も思っていないと思うのですが、やはり必要な部分は改修して、やはり残すという、そこが僕は必要だと思います。この点については、ぜひ考えていただければというふうに思います。

上高の給食の提供の問題ですが、今、子どもさんも食べてこないで来ているというお子さんもたくさんおられます。いろいろな自治体なんかで本当に実際提供している自治体もありますし、それらの衛生管理上の問題も含めて充実しておりますので、私はそういう意味では公平にやはり学校給食を提供できるいい機会であり、食育を育む機会にもなるというふうに思いますので、この点、今後引き続き検討していただけるかどうか答弁をお願いします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員の上富良野高校の給食に関する御質問にお答えいたします。

3月に議員から御質問をいただきました。その後、上富良野高校のほうに情報の提供などをさせていただいたところでございます。

議員のおっしゃるとおり、給食については食育だとか、地産地消だとか、地元の経済にも非常に影響があるところでございます。

ただ、現状として経営の主体を持っている上富良野高校のほうがそれに対して手を挙げてこないというような状態もありますので、引き続き研究、検討をさせていただきたいと、そのようなふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、4番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

後の質問については、午後から再開したいと思います。

1時再開としたいと思います。昼食休憩にいたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の一般質問に引き続き、次に10番中澤良隆君の発言を許します。

○10番（中澤良隆君） 私はさきに通告いたしました2項目について質問をさせていただきます。

まず、1項目め、市民後見人の育成と活動支援について伺います。

現在、我が国は超高齢社会に入り、厚生労働省の調査によると認知症高齢者は2012年時点で高齢者の8人に1人、予備群を入れると4人に1人が認知症であると推定しています。

一方、我が町の認知症高齢者の実態はというと、平成25年度の高齢者実態調査によると2012年、高齢者数が3,090人、うち認知症の方は451人、率にすると14.6%、まさしく高齢者の7人に1人が認知症でという実態であります。

果たして認知症予備群を入れるとどのぐらいになるのでしょうか。国を大幅に上回ることになるのではないかと想像をするところであります。

私は、このような認知症高齢者の実態からすると、我が町の高齢者施策の中でも認知症高齢者に対する対策が喫緊の課題であるとともに、強い危機感と問題意識を抱かざるを得ないのであります。

最近では、近年の医療の発達により認知症予防と認知症の進行をおくらせる医学も進んできていると聞き及んでいますが、私は今、核家族化が進み家庭での介護力が低下してきている状況からすると、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分であるために福祉サービスを十分活用できなかったり、身の回りのことや金銭管理ができない方々にかわる成年後見制度の必要性がますます高まってくるものと思いますし、その需要もさらに増大してくるものと考えております。

弁護士や司法書士などの専門職の後見人が少ない我が町のようなところでは、特にボランティアで後見活動にかかわる市民後見人を中心とした体制を早急に整えなければならないのではないかと考えます。

そこで、市民後見人育成の取り組み、また住民への周知等について具体的に質問をさせていただきます。

1点目ですが、認知症や知的、精神障がいなどにより判断力が不十分な人にかわって、一般市民が財産管理などの後見業務をする市民後見人の必要性が増してきていると思いますが、市民後見人の必要性をどのように考えているのか伺います。

2点目、現在、上富良野町に市民後見人養成講座を修了し、その方面の団体から認められた市民後見人はどのぐらいいるのか伺います。

3点目、市民後見人の育成はどのように進められてきているか、また今後の取り組みとして、養成講座の受講料は相当高額であると聞いています。育成

策の一環として受講料の補助をする考えはないかお伺いします。

4点目、後見人制度及び市民後見人は住民に十分周知され、活用が図られていると思うが、さらに今後どのように周知を図っていくつもりかお伺いします。

次に、2項目め、第5次上富良野町総合計画の見直しについて伺います。

私は、総合計画は今後の町づくりの指針となる町の最上位の計画であり、町のあらゆる施策や計画の基礎になるものだと考えています。

また、今、我が町は地方分権、少子高齢社会、人口減少問題、行財政改革、住民の価値観の多様化などなど、行政執行に大きな課題を抱えており、私はこれからの行政執行において計画的に行政を執行する、いわゆる計画行政の重要性がますます増してくるものと考えています。

町長は昨年の選挙の際、まいた種もしっかり芽を吹いてきました。大きな花を咲かせ、実を結ばさなければならぬと町づくりに向けての強い決意を述べられていました。明確なビジョンに基づいた総合計画を整然と進行していくことが、町長が言う町民の皆さんが幸せを実感できる未来輝く町づくりの実現につながるものと考えます。

さて、第5次総合計画についてですが、この計画は平成21年度から平成30年までの10年計画であり、基本計画は前期5カ年までに行うものを実行計画、後期5カ年以降に行うものを展望計画として位置づけ、社会情勢等の変化に柔軟に対応できるよう中間年に見直しを図ることになっていると承知しています。

平成25年度は、まさしく中間年に当たりますので、そこで展望計画、いわゆる後期5カ年計画の見直し作成状況等についてお伺いいたします。

まず1点目ですが、後期5カ年計画の策定に当たり、どのような体制でどのように進めているか、また現在の進捗状況をお伺いいたします。

2点目、平成26年度予算編成方針は、平成26年度が後期5カ年計画スタートの年となることから、当然、整合性が図られた予算編成であると受けとめていますが、その受けとめでよろしいかお伺いします。

3点目、総合計画にとって最も重要なことは目標人口だと考えています。今、町には農業振興計画、地域福祉計画を初めとする30にも上る数多くの個別計画があると思いますが、そのほとんどが人口の実態、推計、構成などに基づき計画が作成されています。

第5次総合計画の目標人口は1万1,900人で

すが、平成25年10月末の住民基本台帳上の人口は1万1,526人で、374人の減少となっていますが、あらゆる個別計画に大きな影響を与える後期5カ年計画の目標人口の見直しはどのようにしているのかをお伺いいたします。

4点目、平成26年度は向山町長2期目の本格的予算編成の年度と思いますが、町長は昨年の選挙で町民と約束した町づくりを総合計画の後期計画見直しでどこに重点を置き、町づくりを進めようとしているのかを伺います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 次に町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの市民後見制度に関する4点の御質問にお答えいたします。

平成24年の老人福祉法の改正によりまして、成年後見人を確保するため、市町村が主体となり市民後見人の養成や後見人の家庭裁判所への推薦、その他専門職による市民後見人への支援などの取り組みに関する努力規定が設けられ、また同年の障がい者自立支援法の改正により、成年後見制度利用支援事業が市町村地域生活支援事業の必須事業となったところであります。

こうした流れを受け、当町におきましても、本年4月に上富良野町成年後見制度利用支援事業実施要綱を施行し、申し立て費用の助成や申立人が不在の場合の町長による申し立てなどについて制度化するとともに、この7月に施行した上富良野町地域支援事業実施規則においては包括的支援事業の一事業として権利擁護事業を規定したところであります。

まず、御質問1点目の市民後見人の必要性についてであります。財産管理などの法律的な手続を専門とする弁護士、司法書士などによる専門職後見人に対して、市民後見人は地域住民であることからこその後見制度と言えます。

市民後見人は、当事者の地域に居住していることから、地域事情に詳しいことや当事者の生活状況や周囲の環境をつぶさに理解されていることなどの特徴から、より当事者の生活に寄り添った支援ができるメリットがあり、特に認知症高齢者の日常的な見守りや生活相談などを中心とした後見業務が期待される役割と受けとめております。

当町におきましては、専門職後見人が少ないという事情もありますが、住民がお互いを支え合い、当事者の生活の質を向上させるという意味でも、その必要性は高いものと認識をしております。

次に、2点目の市民後見人養成講座受講者の状況等についてであります。町民でこの講座を修了し

た方は、町の把握しているところでは4名となっております。受講された方々にとりましては、個人受任に対する業務量の多さや責任の重さ等を理由に、実際には受任に至っていないのが現状のようであります。

また、養成講座を修了した方については、成年後見センターや法人後見を受任している団体へ登録することにより、家庭裁判所から推薦を受けるということがありますが、現時点では当町の講座修了者の中に登録を希望されている方がおりませんので、登録されていない現状にあります。

次に、3点目の市民後見人育成の進め方と養成講座の受講料補助についてであります。後見人養成講座修了後は制度を利用する認知症高齢者の財産管理と身上看護を特別な理由がない限り、生涯にわたって行っていくこととなること、また一人一人によって後見業務内容は異なることなどから、養成講座修了後にフォローしていける専門的な体制が必要となります。

そのため、市民後見人をサポート、コーディネートする体制の整備や法人後見を受任できる専門機関の整備が必要であり、市民後見人の養成とあわせて、そうした中核機関の整備を進めていく必要があるものと考えているところであります。

道内におきましても、一部の社会福祉協議会内に法人後見機関を設置している状況もありますことから、町の社会福祉協議会とも協議、研究を進めてまいりたいと考えております。

また、市民後見人の要請は町の努力義務でもありますので、市民後見人養成講座の開催情報の収集とあわせて、近隣自治体との共同開催の可能性などについて検討するとともに、受講料の助成策につきましても検討課題として受けとめているところであります。

次に、4点目の成年後見制度及び市民後見人等の住民周知についてであります。成年後見制度の周知につきましては、パンフレットの配付や個別の研修会などを通じて行ってきたところであります。

これまで町では2名の方からの相談を受け、申し立て支援を行った後、後見制度を利用されている状況にあり、今後においても認知症高齢者、知的障がい者を持つ親族や福祉サービスにかかわる事業所などを中心に周知してまいりたいと考えております。

また、市民後見人については、養成講座を受講したい旨の相談も寄せられていないのが現状であり、今後は制度の周知とあわせて出前講座のメニューに追加するなど、普及啓発に取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の総合計画の中間年の見直しに関

する4点の御質問にお答えいたします。

1点目の後期5カ年の計画設定に当たっての体制などについてであります。役場内部組織として基本計画検討見直し検討委員会を昨年12月に設置し、見直しの考え方等について検討するとともに、基本計画見直しプロジェクト会議において検証を行ったところであります。

また、計画策定時に参画いただいた関係公的団体の代表者及び町民の方々との意見交換会も開催し、さまざまな御意見をいただき、今回、一連の見直し検討作業を修了したところであります。

なお、その経過と結果につきましては、第5次総合計画基本計画中間見直し検討報告書として既にお知らせさせていただいているところであります。

2点目の平成26年度予算編成方針と後期5カ年計画の整合性についてであります。各年度とも常に予算編成に当たりましては総合計画の整合を図ることを前提としており、平成26年度の予算編成に当たりましても同様であり、特に今回の予算編成に際しましては総合計画中間見直しの中で、町民アンケートなどの結果も参考として配慮が必要と思われる事項につきまして、実施計画の検証を行いながら作業を進めさせていただいているところであります。

また、これらの中身につきましては、今後の予算審議などを通じてもお示しできるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

3点目の後期5カ年計画の目標人口についてであります。これは第5次総合計画を策定した平成21年3月において、基本構想に掲げた目標人口であることから、基本構想は全町民の思いを込めた本町の目指す将来像や町づくりの基本方針、施策の大綱などを示したものでありますので、この目標人口1万1,900人につきましても、引き続き掲げ、目指していくこととしたところであります。

4点目の平成26年度の予算編成と私のこれからの町づくりに対する考え方についてであります。まず今日まで5年間、町政運営の責任者として仕事をさせていただきました。この間、私なりに議会の皆様や多くの町民の方々とお話しさせていただいたり、一方で町民皆様の暮らしの状況、あるいは公共施設の状況など、多くのことを体得することができました。

この貴重な積み重ねを十分に生かし、総合計画後期5カ年に向けた取り組みとして平成26年度予算編成に臨んでいるところであります。

特に重点を置かなければならない分野として、少子高齢社会に対応した子育てから老後に至るまでの暮らしの安心づくり、また、あらゆる災害から住民

を守る基盤と体制づくり、さらに力強く若者が生きがいを持って仕事に打ち込める、しっかりとした地域に根差した強い産業基盤の整備、そのための人材育成等々を重要課題と位置づけております。

また、この平成26年度予算編成を節目と捉え、第5次総合計画の目標実現に向け、さらに努力をし取り組んでまいりたいと意を新たにしているところでありますので、引き続き御指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 再質問、ございますか。

10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） それでは、1項目めの市民後見人についての再質問をさせていただきます。

今の御答弁で市民後見人については、地域の実情に詳しく、そのような人たちが困った人たちのためにボランティアでかかわっていく、そういうようなことで非常に大切なことであるということでお聞きをいたしました。

道では、今後3年間で現在の後見人公募を10倍の1,200人にするという計画があります。我が町では市民後見人をどのぐらい養成しようとしているのかを、計画があればお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の市民後見人制度についてのお尋ねをお答えさせていただきます。

議員御質問の冒頭にお話しされておりましたように、本町の高齢人口、さらにその中でも認知症の症状をお持ちの高齢者の比率が非常に高まってきているという実態を私も承知しているところでございます。

そういった方々、あるいは御家族の方々が安心して当事者が暮らしていけるようなバックアップ体制をつくっていくことは、これはもう行政の責任としてしっかりと押さえていかなければならないことでございますが、現在のところ町が法人としての相談を受ける役割をさせていただいておりますが、具体的にどの程度の今後そういった潜在的な後見人制度について、そういう制度を利用していきたいというような潜在性がどの程度あるかというのは、町としてまだ把握できていないことと、さらにはそういったことをしっかりとサポートしてくる体制が町だけで体制ができるのかというようなこともまだ内部としてしっかりとした組み立てを持っていないことから、御質問にありますように今後そういったことに対応していけるような先取りした体制整備、あるいは考え方をまとめていかなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 今、認知症高齢者、それから知的とか精神の障がいを持った方がかなりいると思うわけです。

ただ、我が町や何かみたい田舎といいますか、小さな町では、やはり地域、それから周りの人方との助け合いといいますか、自助、共助、公助というか、そんな体制がかなり整っていると考えています。

そんな中で、この市民後見人だけがその人たちをサポートする体制ではないというふうに私も思うわけですが、やはり事前に準備をしておくということが大切ではなかろうかなと、そんな中で市民後見人の必要性は高い、それで養成をしていくことに積極的に取り組んでいただきたいと思います。いま一度町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

市民後見人制度につきましては必要性は全く思いを共有できるものでございます。しかし、先ほどのお答えの中でもお答えをさせていただきましたように、ふだんの見守り、あるいは支えている、そういう分野につきましてはボランティア的な活動として期待をできるところでありますし、そういう環境整備は必要であろうというふうに考えておりますが、いろいろな権利等に関する受任まで及ぶかという、これはなかなかハードルの高いことでございますので、どのようなニーズが今後生まれてくるか予測つきませんけれども、町といたしましては社会福祉協議会等とも連携をとりながら、そういった後見人を担っていただけるような方をずっと安心してサポートできる、そういうフォロー体制が根っこになれば、なかなかうまく機能していかないというふうに想定しておりまして、そういった面からのサポート、あるいは支援体制をどういうふうに組み立てるかについては課題として受けとめているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 受任の関係が町長のお答えの中から出てまいりました。

私は4名で本当に今、講座を修了してからという話ですが、これで十分かという、やはり今おっしゃられたように、これからたくさん養成をしていかなければならないと考えます。

そんな中で、受任できない理由や何かが先ほどの答弁では業務量の多さとか、それから責任の重さ、またその人と一緒に寄り添っていかなければならない、そのようなことから、なかなかそういう適当な人が、また受任には至っていないというお答えであ

りました。

あともう1点は、なぜ受講を修了した人たちが登録や何かをしないかという理由や何かについて、町のほうではどのように把握しているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えいたします。

これは想定の外を出ないわけですが、直接、町が御本人に思いを確かめたものではございませんが、多分、先ほどお答えさせていただきましたように、その受講の中で受任をすることによる責任の重さ、あるいは、繰り返しになりますが、一生、この方の面倒を見ていかなければならないという、非常に課せられる責任の重さを、受講したことによって再確認できて、なかなか一歩前へ踏み出せないのが現状かなというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 多分、受任に至らない、それから登録しない、懸念していることとか、不安に思っていることがあるのだと思うのです。そこら辺を町としては当然、取り除いてあげる、把握した中で対応を図る、そういうことが必要だと思います。その考えや対策について、何かお持ちであればお聞かせいただけたらと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中澤議員にお答えさせていただきます。

冒頭のお答えでも申し上げましたが、フォローアップしているということをやはりしっかりしなければ育ていかないと思いますので、今後におきまして、申し上げましたように、社会福祉協議会、他の先例を見ますと社会福祉協議会等が中心的に、主体的にそういった方のフォローアップをしていく体制を今整えつつある協議会があるようでございますので、そういったことなども勉強しながら、うちの町でどういうことができるのかということを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） それで3点目、市民後見人の養成に関する受講料等の関係であります。実は平成23年から平成24年度にかけて、南富良野町で行われた市民後見人養成講座というのがありました。その受講料については、1人6万4,000円ということでお伺いしております。また、50単位というような形の中で、土曜、日曜すし詰めですの講座に参画して受講を修了する、そういう形

になっています。

そして、今、今まで議論してきたとおり基本はボランティアであります。ということは、6万4,000円払っても何ら見返りがあるわけではなくて、崇高な使命の中で受講されたものだと思います。

そのとき、やはり養成する、町に責任が、努力義務があるというお答えもいただいておりますので、ぜひこの講座受講料や何かに対する助成策や何かを講じながら確保をしていくということが必要だと思いますが、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の市民後見人等の養成、育成等についての御質問にお答えさせていただきます。

私どもの身近な例で申し上げますと、南富良野町で開催していただいたというのが身近な例かなというふうに思っております。養成していくことは努力義務となっておりますので、ただ、1町単独で開催できるかという、これは少し検討を要さなければならぬなと思っておりますが、地域としてこの必要性は上富良野町のみならず、地域全体が共有できる課題でございますので、この地域として市民後見人を今後ふやしていくというような方向については、ぜひ前向きに取り組まなければならないと、そして冒頭の御質問にありましたように、将来に対する備えとして行政が果たしていかなければならない課題の一つであるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 2010年の道内での成年後見人の申し立て件数は1,300件とお伺いしております。ですから、うちの町ではまだ2件しかないということですが、これはまだまだ延びてくる数字だと感じているところであります。

また今、町長からは近隣市町村と同じような状況であるので共同開催、そんなことも考えていきたいということですので、ぜひ積極的なお取り組みをお願いをしたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、受講されている方は少ない状況であることと、町が現在、申し立ての団体としての申し立て代理をさせていただいたりしている中から、あるいは障がい者、それから認知をお持ちの方の家族の方々といういろいろ接する機会がありますので、そういう機

会を通じてその成年後見制度についての周知とあわせて、そういうことについての御家族等の思い等もお聞きしながら、おくれることのないように、後手にならないように、そういう養成等についても積極的に研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） それでは4点目の、今、お答えも一部いただきましたが、市民後見人の周知の関係でお伺いをしたいと思います。

成年後見人制度及び市民後見人についての周知がありますが、平成23年の12月議会、今からちょうど2年前になろうかと思いますが、他の議員からも一般質問がございました。

そこで、この周知の問題について町長は制度の周知や情報提供には不十分な点があると、したがって今後、制度周知については広報、ポスター、ホームページを活用して周知する、そして各関係団体を通じての制度の説明や町民を対象にした相談や研修会を開催すると答弁をしておりました。

その後の周知活動2年間ありましたが、どんな取り組みをされてきたのかを確認をさせていただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議員がいろいろ申しいただきました、一つ一つの項目についてどういう取り組みをしてきたかという経過については情報を持っておりませんが、広報、あるいはいろいろな高齢者、障がい者の団体等の皆さん方と接する中でこの機会を通じての周知はさせてきていただいていると思います。

ただ、そういう取り組みの中で、何と申しましょうか、その情報をこういうものがありますよ、こういう仕組みができていますよというような、それに対してリアクションを求めるような積極的な周知には十分になっていたかな、どうかなという反省はあります。

先ほどお答え申し上げました思いはそういったことではなくて、もう一步、その当事者のほうに寄り添って、本当に将来のためにしっかりとこういうこともお互いに研究しましょうというような中身の濃い情報提供をこれから周知をしていくべきだということに理解しておりますので、今までの取り組みの個々についての詳細な情報については持ち合わせていないことを御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） これからいろいろと周知を重ねていただけると、そしてやはり住民もそうい

う正確な情報を知ってお互いが支え合う、そんな社会というのはやはり必要になろうと思いますので、やはりある一方の方が知っているということではなくて、広く周知するというのもこれから必要なことではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そして、その2年前の答弁で高齢者や障がいを持った方がふえてくることが想定されると、ついてはそれに対するバックアップ体制を、この成年後見人制度や何かではなくて、新しく構築もしていきたいのだということを会議録でちょっと読まさせていただきました。

そのようなことで、このバックアップ体制や何かに今取り組んでいる点があれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、お尋ねいただきました、まさしく午前中の質疑の中でも一部そういった思いを込めた答弁もさせていただいておりますが、やはりそれぞれ障がい、あるいは高齢に伴うさまざまな諸症状があらわれたときに、リスクを持ったときに安心して暮らしていけるような、そういう町としての仕組みづくりがやはり基本になればだめだということが常に私は認識しているところでございまして、そういったリスクを負ったときに家族も含めて安心して暮らしていけるような仕組みの不十分なところを一つ一つ繕って、そして充実したものにしていくことが町としての責務かなというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 市民後見人の関係の最後になりますが、専門の後見人や何かにおいても新聞、テレビや何かでにぎわしているのは弁護士などによる成年後見人着服続出とか、そのような事件が報道もされています。弱い人、判断力のない人をだますということについては、本当にいかななものかなというふうに考えるところであります。

養成も大切であります、やはり公的機関による監督体制というものも当然、これから必要になってまいりますし、町においても積極的に取り組んでいただかなければならない点だと思いますので、お考えをお伺いできればと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の市民後見人についてのお考えについてお答えさせていただきます。

こういった後見制度というものがこれからさらに

求められてくる状況になるということは、恐らくそういう方向に行くというふうに私も認識しております。それを支えられるだけの行政としてのバックアップ体制が十分にできていないと、あるいはそういった方々の支えになろうと、後見人になろうという方が出現してきたにしても、バックアップ体制がやはり整っていないと安心して業務に当たれないということもございますので、町といたしましてもさらに研究を重ねてそういった、しっかりとした監督というのは私はちょっと、私は性善説ですので、そういう方は上富良野にはいないと思っておりますので、監督ということは少し別といたしましても、バックアップをしていくという仕組みは、これはぜひ必要であろうというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） それでは、2項目目の総合計画の見直しの関係等についてお伺いをいたしたいと思います。

まず1点目ですが、既に報告書で知れたということですので、余り1点目については聞くことができないのかなと、そんなふうに感じて答弁を聞いていたところでありますが、策定時の関係公的団体の代表者と町民の方々との意見交換会を開催したと、その中でどのような実は御意見があったのか、それをちょっと御確認させていただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の総合計画に関します御質問にお答えさせていただきます。

21年の計画策定時にいろいろ御苦労いただいた方々と2回にわたって懇談会をさせていただきました。さまざまな意見もいただきました、非常に計画に沿って仕事が進められているとの評価をいただいたり、あるいはなかなか姿が成果として見えてこないというようなこともいろいろお話を伺いました。

とりわけ、話題の懇談の中で多くの時間を割いたのかなと感じる部分につきましては2回にわたっての共通するところではやはり観光を基軸とした町の活性化について、ぜひもう少し取り組みを期待したいという御意見がまず多くを占めたのかなというふうに受けとめたところでございます。

そういうやりとりの中で、さらにぜひ町としてぜひアドバランを上げて町民を、あるいはいろいろな産業界等を町がアドバランをもう少し上げて発信していただくような部分もあるのではないかなという御意見もいただきました。

そういったことを私なりに理解しまして、先ほど

申し上げましたように、今年度以降の予算の中で反映させていきたいなというふうに思ったところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） そういろいろな御意見を伺ったと、そしておおむね着実な、先ほどの御答弁にもありましたが、推進が図られていると、それで引き続き計画的な推進を図られたいというのが大勢を占めていたというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

また、それに基づいて平成21年の基本計画を今、見直しや何かをした結果、評価もしながら、その基本計画を踏襲していくのだということで確認をしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

そういった、当時かかわっていただいた方々との懇談会、あるいはアンケート、そして役場内部におきます検討委員会、そういったことの議論を通じまして、特に私は気持ちの中でしっかりと再認識をしなければと思っておりますのは、アンケート調査等で数字を持ってお示しさせていただいておりますが、当時の5年前の意向を伺ったときから見て5%を超えて上下に振れているような項目につきましては、これは町民の本当の思いが反映されているなというふうに重く捉えておりまして、そういったことにめり張りをつけてこれからの5年間に目標に向けて進んでくれという思いだと思いますので、そういうことに配慮したつもりでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） それでは3点目の目標人口に移らせていただきます。

今回、目標人口というのは議会の議決を経ての基本構想に掲げられたものであり、今回の基本計画の見直しでは、目標人口については1万1,900人を引き継ぐのだということで、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の目標人口についての御質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、基本構想で町民皆さんの思いとして1万1,900人を何としても目指そうということで、みんなで思いを誓ったものであろうということで非常に重いものだというふうに理解しております。

そして、これをやはり究極の目標と掲げていくのが私どもに大きく期待をされている部分だというふ

うに理解をしまして、この部分については見直しはしませんでした。

ただ、毎年毎年の実施計画において、あるいはさまざまな計画樹立の中においては、これはやはりさまざまな環境変化、状況変化というものを反映した実施計画をつくっておりますので、その部分とこの目標人口の設定というものはイコールでない部分もありますので、その辺はぜひ実施計画を立てていく中で非常に現実性を疑われるような中身で実施計画を持つということはいろいろ上部の審査もクリアしなければなりませんので、その辺は少しこの目標人口とは別な視点で押さえているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 先ほどの私の質問の中でもちょっと話しましたが、農業振興計画だとか地域福祉計画、調べた限りでは30の個別計画なのがあります。

これは当然、人口や何かがもとなっていて、今、町長にも御答弁いただいたのですが、計画の人口と、それから目標人口との当然、差が出てくると思うのです。そことの整合性については今、町長は目標人口と実施計画は若干違うことがあってもしょうがないのだと、しょうがないというか、そういう意見ではなくて、実態に合った人口で計画を立てていくのだという受けとめでよろしいでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中澤議員の御質問にお答えさせていただきますが、もう議員も御案内だと思いますが、やはり実施計画、実行計画を樹立していく中では、やはり推計人口というものがやはり大きく位置づけていかなければならない、一方、総合計画のような町が住民皆さんで思いを高く掲げていくという目標人口は目標人口として、私はそれぞれに価値のあるものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 策定当初、平成30年の想定人口は、計画では約1万1,500人を推計していたと思います。

そのために、足りない400人については毎年、40人の移住、定住を確保する、そして目標1万1,900を目指すということでありますが、ことし中間年になりました。現在、1万1,500人とすると、5年で今後、約400名、そうすると1年に約80名の移住定住を確保しなければならない、理論的に言えば目標人口ですからということになればまた別ですが、ということになるのかなと思いますが、ここら辺の移住定住の実施計画における計画や何か

についてお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

1万1,900と押さえている目標の人口については、私は見方によっては非常に現実味のない目標かというような理解も解釈もされる部分もあるかと思いますが、しかし、それはそれとして理解するにしても、やはり町民みんなが共有して掲げた目標人口でございます。私は議会で議決をして、町民の総意として掲げた目標人口でございますので、私はそれに向かって移住、定住等は大きな隙間を埋める事業でございますので、さまざまな手法、あるいはさまざまな知恵を絞りながら、仮にその目標が徐々に乖離していつている現実があったとしても、やはりその目標に向かっていくのだということは、私は絶対必要だなというふうに考えておりますので、移住、定住も含めてさまざま、その時代時代に対応した知恵を絞って事業を推進して、目標に近づけて、一步でも近づけていくように努力を重ねてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 今、町長もいみじくもおっしゃいましたが、やはり私からすると到底、今の人口減少社会の今日において、この目標人口というのは非常に高いハードルだなというふうに思っております。

もしといいますか、この目標人口を見直して身の丈に合った計画にしていくなきゃでなかったかなと、これは私の意見であります。そうしたことによって個別計画がより実態に近い数字になってくる、そんな感じがしてならないわけであります。

多分、この1万1,900人というのはかなり難しいと思いますので、これは私の意見として伺い、聞いていただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきますが、まず重点の施策については先ほど御答弁いただいたということで理解をします。

次に、町長の選挙公約にかかわることです。本当に町長は1期目の政策について人材育成アカデミーの創設、健康の町宣言とか、それから小中学校の校舎耐震化整備だとか、もろもろ上げられていたことは、確かに町長が言う、種は本当にまかれたのだなというぐらい、いろいろなところに手をつけてられていると評価をするわけであります。

ただ、それでいいかといいますと、町長もおっしゃっていますように、町長の弁をかりるとやはり

大きな花を咲かす実をつけさせなければならない、それがあくまでも実施計画だと思うわけでありませう。その実施計画に向けて、町長が今後５カ年間、特に進めていくのだという力強い考えがあればお聞かせをいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） １０番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

中身を細々にわつたて申し上げる時間もございませんが、私は先ほどお答えさせていただきましたように、まず常に上富良野の福祉の充実と、そして片方では産業の強化というものが一對になって進まなければ、片方が充実しても幸せを実感できないというふうに考えが常に心の中にありまして、両方が充実して、そして幸せを実感していただけるような、それが究極は上富良野に住んでみたい、上富良野町に住んでよかったということにつながるというふうに確信を持っておりまして、ぜひこれからも皆さん方のお知恵をかりながら、その実現に向かってしっかりと歩みを進めてまいりたいというのが私の思いでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、１０番中澤良隆君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につきまして、事務局長から報告させていただきます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

あす１２月１１日は本定例会の２日目で、開会は午前９時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 １時５６分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 金 子 益 三

署 名 議 員 徳 武 良 弘

平成 2 5 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第 1 号 平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）
- 第 3 議案第 2 号 平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第 3 号 平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第 4 号 平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第 5 号 平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第 6 号 平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第 7 号 平成25年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 8 号 平成25年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 9 号 使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例
- 第11 議案第10号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第12号 上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第13号 防災用自家発電設備整備工事請負契約締結の件
- 第15 議案第14号 財産取得の件（庁舎電話交換機等設備更新）
- 第16 認定第 1 号 平成25年第3回定例会付託
議案第 9 号 平成24年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
- 第17 認定第 2 号 平成25年度第3回定例会付託
議案第 8 号 平成24年度上富良野町企業会計決算認定の件
- 第18 発議案第1号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見の件
- 第19 発議案第2号 平成26年度畜産物価格決定等に関する意見の件
- 第20 発議案第3号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見の件
- 第21 閉会中の継続審査申出の件

○出席議員（14名）

1 番	佐 川 典 子 君	2 番	小 野 忠 君
3 番	村 上 和 子 君	4 番	米 沢 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	徳 武 良 弘 君
7 番	中 村 有 秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩 崎 治 男 君	10 番	中 澤 良 隆 君
11 番	今 村 辰 義 君	12 番	岡 本 康 裕 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 中 利 幸 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
教育委員会委員長	菅 野 博 和 君	農業委員会会長	中 瀬 実 君
会 計 管 理 者	菊 池 哲 雄 君	総 務 課 長	北 川 和 宏 君
産業振興課長	辻 剛 君	保健福祉課長	石 田 昭 彦 君
町民生活課長	林 敬 永 君	建設水道課長	北 向 一 博 君
農業委員会事務局長	坂 弥 雅 彦 君	教育振興課長	野 崎 孝 信 君
ラベンダーハイツ所長	大 石 輝 男 君	町立病院事務長	山 川 護 君

○議会事務局出席職員

局 長	藤 田 敏 明 君	次 長	佐 藤 雅 喜 君
主 事	新 井 沙 季 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成25年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 中 村 有 秀 君

8番 谷 忠 君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第2 議案第1号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第1号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、町営住宅泉町南団地整備事業について、平成26年度に予定しておりました1号棟建設につきまして、平成25年度に実施することにより、社会資本整備総合交付金の補助率が45%から50%になり、有利な財源を確保することができる

ことから前倒し実施するもので、工事請負費の追加補正をするとともに、地方債の変更をお願いするものであります。あわせて、当該事業が年度を越えますことから、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

2点目は、障害者自立支援介護給付費及び障害者地域生活支援事業について、利用者の増、利用日数の増並びに重度加算者の増に伴い、増額補正をお願いするものであります。

3点目は、後期高齢者医療費について、平成24年度療養給付費負担金の精算、保険基盤安定繰り入れ及び事務費負担金の確定に伴う特別会計繰出金の補正をお願いするものであります。

4点目は、営農改善資金新規融資の追加による預託金の増額に要する費用の補正をお願いするものであります。

5点目は、畜産担い手育成総合整備事業で実施する草地整備について、北海道の上乗せ補助として事業採択がされたことに伴い、所要の費用の補正をお願いするものであります。

6点目は、予約型乗合タクシーについて、本年度上期の利用回数が増加し、下期についても利用回数の増加が見込まれることから、所要の費用の補正をお願いするものであります。

7点目は、8月、9月の大雨災害、10月の雪風災害による災害復旧費を既存の道路維持費用で対応していた費用について、補正をお願いするものであります。

8点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、このたび二次配分により交付金が増額となったことから、調整交付金事業の事業費調整を行うものであります。

9点目は、地域の元気臨時交付金4億6,734万8,000円のうち、7,236万5,000円について、公園施設長寿命化計画策定調査、都市公園安全安心対策緊急総合支援事業、橋梁長寿命化修繕計画、作業用重機更新、町道改良事業、大型水槽車更新、第20号橋架替工事実施設計、第21号橋架替工事実施設計、第1興農橋架替工事実施設計、富町2丁目4番通改良舗装工事実施設計、北4条通改良舗装工事実施設計、本町5丁目2条通改良舗装工事実施設計の12事業の財源充当を行うものであります。残る3億9,498万3,000円については、平成26年度事業に充てるため、公共施設整備基金に積み立てを行うものであります。

10点目は、給与費及び各事業費確定に伴う補正についてであります。給与費については職員の会計間移動の調整、退職分及び10月から実施している給与削減分の減額補正を行うとともに、事業費確

定に伴う執行残について減額補正をお願いするものであります。

以上、申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源調整を図った上で、さらに財源余剰となります部分につきましては、今後の不測の事態に備えるため、一定額を予備費に留保するとともに、残りにつきましては、近年の集中豪雨による災害発生が来年度以降も予想されることから、財源確保に備えるため、備荒資金組合超過納付金に積み立てることによって補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）。

平成25年度上富良野町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億252万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,375万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）。

第3条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7款国有提供施設等所在市町村助成交付金291万8,000円の減。

14款国庫支出金6億4,271万7,000円。

15款道支出金832万9,000円。

17款寄附金368万8,000円。

18款繰入金294万4,000円の減。

20款諸収入455万4,000円。

21款町債1億4,910万円。

歳入合計は8億252万6,000円であります。

2ページをごらん願います。

2、歳出。

2款総務費4億790万9,000円。

3款民生費4,179万9,000円。

4款衛生費102万4,000円の減。

6款農林業費264万7,000円の減。

7款商工費26万7,000円。

8款土木費3億5,422万2,000円。

9款教育費469万円の減。

11款給与費2,225万5,000円の減。

12款予備費2,894万5,000円。

歳出合計は8億252万6,000円であります。

3ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正であります。冒頭、概略を説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

第3表、地方債補正であります。超高速ブロードバンド環境整備事業実施設計業務について、地方債事業として1,410万円を追加するものであります。

変更の町営住宅整備であります。冒頭、概略を説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

4ページをごらんください。

第1興農橋架替及び第20号橋架替であります。冒頭、説明させていただいたとおり、地元の元気臨時交付金の財源充当により廃止するものであります。

以上で、議案第1号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 24ページの無保険者健康診査、これ、30万円、たしか、この児童健診で、小学5年生、中学2年生の健康診査でないかと思うのですけれども、これは何名ぐらいの人数だったのでしょうか。

それから、子宮頸がん等ワクチンの接種費予防のところの補助ですけれども、これはちょっと、受けた人が一部後遺症があって、一旦、何というのでしょうか、今度は希望者にといいことにしたと思うのですけれども、これも11万7,000円補正しますけれども、ここのところをちょっと。

それと、クリーンセンターですね、この修繕料とありますけれども、どこの部分の修理だったのか、

ちょっとお願いしたいと思います。

それから、32ページの備品購入費のところですが、840万5,000円減になっているのですけれども、これ、大型ローリー1台の更新でなかったかと思うのです。当初4,400万円くらい予算立てていたのではなかったでしょうか。それで、その機械が840万5,000円安くなって3,559万5,000円となったのか、それとも、元氣臨時交付金で対応というようなお話もあったかと思うのですけれども、ここのところ、ちょっと、この点、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 3番村上議員の1点目の学童健診、それから、負担金補助金の子宮頸がん等ワクチン接種補助の関係の御質問に、まずお答えさせていただきたいと思います。

1点目の無保険者健診の件につきましては、議員御発言にありましたとおり、かみふっ子健診、ことし実施して、当初予算では、おおむね対象児童の30%程度を見込んでいたところですが、結果として60%を超える希望者がありましたので、当初の予算、62名に対しまして137名の実績があったことから、補正をお願いする内容であります。

あと、子宮頸がん等ワクチン接種補助の部分につきましては、子宮頸がんにつきましては、議員御発言のとおり、そういう後遺症の関係があって、積極的な接種の勧奨を中止したところでありますけれども、ここの補助につきましては、「等」ということで御理解をいただきたいと思いますが、この補助の増分については、これまで、小児のヒブワクチン、それから小児肺炎球菌ワクチン等の関係が定期接種に変わって、さらに生後2カ月から接種ができるということになりましたので、里帰り出産のときに、このような予防接種を受ける方が増加したということで、償還払いの方がふえたことから、この補助費の増額をお願いしている内容でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

クリーンセンターの修理費でございますが、クリーンセンターの焼却施設の部分でございます。経過15年たちまして、重量シャッターの故障、また、地下1階に設置しております給水ユニットポンプ圧力センサーが故障してございまして、また、耐火材のほうの補修等を入れてございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

重機の減額の件ですけれども、この重機につきましては、調整交付金事業で導入したものですけれども、入札残、執行残の減額ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） わかりました。

クリーンセンターの修理の件ですけれども、富良野市と2町1村でいろいろと、衛生用品の再資源化、固形燃料の、これが木質ペレットと同等の燃料が得られるようになったということで、きょう、新聞に出ておりましたけれども、こうなると、今後について、26年、27年になるかわかりませんが、衛生用品が入ってこない、こういうふうになりますと、上富良野に運ばれてこないとなると、この機械は火力を必要とする機械ですので、A系、B系ですね、やっぱりその衛生用品が搬入されないとなると、ちょっとガスがたまってくるというか、火力を必要とする機械ですので、本当に今後については壊れやすくなるのではないかと思います。今回は319万1,000円の補正ですけれども、この修理費という予算をもっと、だんだん壊れやすくなるのではないかと思います。そこら辺の見通しとしてはいかがなのでしょう、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町のクリーンセンターは、上富良野町のごみ処理のために建てさせていただいておりますので、当初どおり町のごみを処分させていただくところでございます。また、修繕費につきましては、先ほどもちょっとお話ししました、建設後15年を経過するものでございますので、施設の老朽化という部分、また、機械の老朽化ということで、修繕はかかっていくものというふうに理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 9ページの地域経済活性化交付金等についてお伺いいたします。今回、この中には、公園の長寿命化修繕計画と同時に、もう既に始まっております橋梁等の長寿命化計画という形で予算が計上されております。これは、長年、劣化した橋あるいは公園の整備を進めるという形の中で、

それに対応した交付金が入ってくるという状況になっておりますが、今後、この予算が計上された後に、公園あるいは橋梁等の寿命化等の今後の対応と対象になる箇所等がわかれば、ちょっとお伺いしたいというふうに思っております。

次に、社会資本整備交付金という形で公営住宅が建設されようとしておりますが、従来の制度より5%くらい交付金がアップしたという形の中で、有利な財源を活用するという形で予算が乗るという状況になっておりますが、今後、こういった有利な交付金等が出てくる可能性というのですか、非常に、この財源の乏しい町にとっては大変貴重な財源でありますので、この点と、あと、これが予算が議決した後に、公営住宅の入札だとか建設だとかという、そういう順序というのは、どういうふうに進められようとしているのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

次に、31ページの道路維持補修にかかわってお伺いします。この中では、今回、小さな予算であります。歩道の補修だとか、及び、新設という形で38万円乗っておりますが、これはどういった箇所なのかというのとあわせて、近年、やはり前から言われておりますが、ユニバーサルデザインという形で、上富良野町の歩道等がでこぼこして、非常に歩きづらいというような声がたくさん出ております。将来的には、これにかかわって対策をとるといいう形にはなっておりますが、当然、大きな整備が伴うこともあります。そういった経過等について、今後の対応も含めてお伺いしておきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） まず、9ページのほうの公園長寿命化修繕計画と橋梁長寿命化修繕計画についてお答えいたします。

この事業につきましては、別の事業として、社会資本整備総合交付金を受けて、約50%の交付率なのですけれども、受けて実施している委託業務になります。この残りの財源を、さらに、この元気交付金を充てて、一般財源をできる限り少なくするというので、今回補正する内容となっております。なお、この内容につきましては、今年度中に、年度末になりますけれども、期限として、計画策定業務を現在作成中であります。現時点につきましては、詳細については述べる段階にございませんけれども、最終的に、この計画をつくることによって、将来、通常修繕とか維持管理部分にかかる経費につきましては、基本的に、国の制度として補助金が交付されないものとなっておりますけれども、この長寿命化

修繕計画を立てると、完全に維持費にかかる部分については対象外になりますけれども、計画修繕、長寿命化する予備修繕に当たるようなものについては補助事業として採択の道ができるという制度になっております。このために、改めて公園と、それから今回、橋梁について計画化を進めているものでございます。

また、32ページのほう、道路に関する、今回につきましては38万6,000円という金額になりますけれども、これらの事業の補正の内容につきましては、年度当初、各箇所を計画的に年次計画により整備していくということで、各項目別に予算を置かせていただいておりますけれども、雪降る前に、ほとんどの予定工事が終わります。入札執行残という形で今回整備させていただいております。

なお、歩道修繕及び新設のところだけが、減額でなくプラスであるという部分になりますけれども、これは住民のほうから新たに発見された部分、要望が出てきて来年度に送れないような緊急修繕を要する、例えば、これは複数のものが入っておりますけれども、側溝のふたが完全に壊れて、車両の車輪が落ちてしまうというような危険な部分について、今回整備させていただく内容となっております。

押しなべて、ここに上げております、町道区画線から局部改良のところまでにつきましては、町民の方から、特に住民会を通して、また、各団体とか組織のほうから出てくる要望を年次計画配置して、この部分に組まれる予算で各箇所を、優先度、それから住民会各地に分散しておりますけれども、一つの住民会に固まらないように、均衡な改善をするという意味で、この予算を執行してございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの社会資本整備総合交付金の関係でございますが、45%から50%という有利な形になりました。今後におきましても、国の動向を注意して、そういうものを見きわめていきたいと思っております。

また、本日認めていただきました後の、この後のスケジュールでございますけれども、年明けに、2月下旬から3月にかけての入札を予定しているところでございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ユニバーサルデザインという形で歩道の整備、そこら辺ちょっと答弁漏れていたかと思っておりますので、非常にこれから高齢化が進

むという状況、あるいは、子どもさんが歩行するのが大変だという声が聞かれていますので、すぐにはならない、当然、計画的に実施することになると思いますが、この点、きちんとした対応がこれから求められてきていると、もう既に思いますので、この点をちょっと聞かせていただきたい。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番米沢議員の道路施設のユニバーサルデザインにつきましてお答えいたします。

基本的に、現在立てております計画につきましては、長寿命化計画につきましては、現行の施設をできるだけ維持しながら使い続けていくという基本になっておりまして、新たに機能を加える部分については、また別な事業として対応せざるを得ないところです。国の動き次第によっては、これらに、修繕にあわせて、改築の要素も含まれておりますけれども、現時点では、できるだけ道路を使いやすいようにという観点での整備はやります。ただ、今言われるユニバーサルデザインにつきましては、路盤全て含めた大規模改修になりまして、非常に厳しい財政のもとで、長期的な視点で対応せざるを得ないというところを御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 何点かありますけれども、まず10ページの関係。国有提供施設等所在地町村助成交付金との関係です。291万8,000円の減ということですが、一つは、23年度の場合見ますと、718万2,000円が減、24年度は649万2,000円の減、今回291万8,000円の減ということで、この3年間見ると1,659万2,000円の減になっています。したがって、これらの関係の減の要素というのは、助成交付金の基準の変更なのか、もう一つは国有提供施設の減少に伴うものなのか、それらの関係についてお伺いをいたしたいと思います。

次に2点目、18ページです。スクールバスの関係です。352万1,000円という減でございます。当初予算は1,238万3,000円なのです。しかし、28.43%になっているのですね。なぜこのような、約4分の1強になるのか、この点を確認をいたしたいと思います。

次に、予約型乗合タクシーの関係です。先般、総務課のほうからいただいた資料によりますと、従来、区域内200円、区域外400円、その利用料とメーターの料金、その差額が町で委託金で交付すると。したがって、25年からそれが変わったということで、私も、変わった内容がどうなのかという

ことで、25年度の予算特別委員会の補足説明等も見ただけでも、全然出ていないのですね。というのは、変わったのは、1キロメートル260円、それから執行料が100円、そういうことを換算して、ある程度、走行距離に応じて委託金を出すというようなシステムになっているので、これはもうちょっと丁寧に、議会のほうに、こういうことで変わったということで説明すべきではなかったのかなと。説明していたのだから私が聞き漏れたのか、こういう算出根拠が大きく変わったのであれば、やはり補足説明の中で具体的に出すべきではなかったかというのが1点目です。

それから、25%利用者がふえたということなので、一つは、自宅発と目的地発ということも含めて、区域内の利用者何名、区域外何名ということで、ちょっとお知らせをしていただきたいと思います。

それから、もう1点は、ことしの予算特別委員会の資料をいただきました。言うならば、平成24年の予約型乗合タクシー運行事業全地域施行の実績ということで、4月から9月までのを見るとトータルが違うのですね。人数が、それぞれ3名ずつ違うのです。だから、どこがあれなのか、最終的に料金は変わらないのです、委託料は。ただ、我々に示された資料がちょっと違いますので、それを確認をさせていただきたいと思います。

それから、もう一つ、メーターの距離によって、ある面で委託料金が変わってくるということで、恐らく、会社からそれぞれ、年間、2社に5万円ずつ、事務手数料ということで払っております。そこから出てくる資料を、どういう形でキロ数等を確認をしているのかということをお伺い、確認方法をお聞きしたいと思います。

それから、次に20ページ。保健福祉課の福祉対策部の委託料、保健福祉センター運動指導料業務の関係です。当初予算1,152万円で18万円減ということです。この減の要素は何なのかということを確認したいと思います。

それから、次に24ページ。生活灯の関係でお尋ねしたいと思います。先般、全員協議会の中では、省エネ生活灯の改修率は80%ということで報告を受けております。したがって、現在改修された、トータルで975灯あります。しかし、そのうち、改修されたものが824灯、それから、あと、改修をしないということが意向として意思表示された町内会があって、トータルで829ということになっております。したがって、LED化率は99.4%というようなことが厚生文教委員会の資料の中に出てまいりました。現実には、これはちょっと数字が違

うのではないかなという気がします。したがって、それらの正確な、現在のLED化可能によるLED化率はどうかということ、特に、405万円当初予算を持って59万6,000円ということで、これだけの減額ということなので、その点をあわせて伺いをいたしたいと思います。

それから、次に26ページです。一番下の農地集積協力金、戸別補償の経営安定推進費ということで載っておりまして、この中の協力金が235万3,000円になっております。これは24年度も149万5,000円、今回、235万3,000円ということで、それぞれ当初予算には載っていないので、いろいろな安定推進のための関係で、実績が出たら出すということにしているのか、これらの関係をお聞きしたいのと、それから、協力金の算出基準、これがどのようになっているか、伺いをいたしたいと思います。

それから、次に30ページ、商工会運営費の需用費、修繕料43万4,000円ということで、これは、先般の全員協議会におかれては空調設備修理ということになっております。ただ、私、ここで、階段の手すり、右側のほうですね、スチール製のやつが、溶接が外れてしまって、がたがたしているのですね。それで、うちの住民会の、老人会の皆さんから言われて、あれを支えていて変にあれしたら大変なことになるよ、早急に直してはどうかという声がありました。私も現場に行って、見ました。確かに、1支点が、もう溶接が外れて、がたがたになっています。それで、これらを、点検等も含めてどうされているのか、それから、これらについては早急に直すべきだと思いますので、その点確認をしたいと思います。

それから、次に32ページ、建設水道課建設班の町道維持費、この委託料の町道維持2,300万7,000円の関係です。当初予算が9,432万2,000円で、これを足すと1億1,732万9,000円です。これの大きくふえた原因は何なのかということで、これを確認をいたしたいと思います。

それから、次に34ページ、道道吹上線の街路灯整備、予算が1,350万円から、決算では1,491万7,000円ということで、158万3,000円の減でございます。現在、これらを今後どうするのかということは、特に道道の踏切から十勝岳へ向かっていくあの道路が、私も、前、一般質問いたしました、商店街が閉店されて非常に真っ暗になるということで、何とかならないかということでお話をした経緯があります。できるだけ道にかけ合ってみたいということございまして、今回の場合は、道の歩道のバリアフリー事業に連動して町としてやった

ということでございますけれども、今後は、あの道路の歩道等の関係がどうかということと、それから、もう一つ、あそこに、道は道路照明はやるけれども、歩道照明はしないというのが、私も道路事務所に行ったら、はっきりそういうことを言われた経験があります。したがって、やはり、今、ふじスーパーがこちらに来たということで、ツルハとツルヤが閉店してしまうと、いよいよ、もう真っ暗になるような状況があります。その点で、あそこの交通安全等も含めて、どういう形で考えているのか、今の方式で、また、道の状況を見ながらやっていくのか、その点を確認をいたしたいと思います。

それから、38ページ、小学校管理運営費の関係の委託料、上富良野小学校除排雪業務ということで32万4,000円出されております。そして、ここで、私、一つ、現在、上小の改築の関係で、ああいう状況なので、この除排雪はぜひ必要だという認識は持っております。それで、従来、この小学校管理運営費の学校施設除雪ということで、ずっと23年度から調べてみましても、37万8,000円支出しているのですね。その中で、上小の、今、工事しているところも僕は含まれているのかなという感じしているので、この37万8,000円の除雪の範囲を、予算積算して委託をする場合に、どこまでしているのかと。僕は逆に、その分が減額されるのかという、ちょっと考えを持ったものですから、その点をちょっと確認をいたしたいと思います。

それから、40ページの上富良野中学校、報酬、施設管理業務員、12万1,000円の減です。当初予算402万3,000円のうち12万1,000円というのは、金額的にはそう大きくないのだけれども、実際に24年度の決算は390万5,686円。今回、それを差し引くと390万2,000円ということで、大体似たような金額なのですね。ですから、僕は、若干多目な形の予算をあれしたのか、その12万1,000円の減額補正の理由等について伺いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7番中村議員の御質問にお答えします。

まず、国有提供施設所在市町村助成交付金の関係であります。これにつきましては、以前からも御説明しているとおり、5年に1回の評価の関係が、平成23年からだったかと思いますが、毎年の評価をするということで制度が改正になったことであります。24年から25年度の減額部分についての影響は、その評価によりまして、土地については評価額がさほどの大きな変更はありませんが、建物工作

物等については、年々減価してきますので、その部分の台帳価格が下がったことによりまして、その算定によりまして減額になっているということでありまして、算定方法等については変更はないところであります。もともとの、計算する元数字についての価格が下がったことによりまして、今までのルールで計算して減額になったということ御理解を賜りたいと思います。

それから、スクールバスの減額部分についてありますが、これにつきましては、それぞれ4路線の部分につきまして、事業費の委託料の運行費の入札をした執行残で、それぞれ減額になった部分をトータルしまして352万1,000円の減となっているところでありまして、4路線の部分での合計の数字ということで御理解を賜りたいと思います。

次に、予約型乗合タクシーの関係であります。算出根拠の説明ということでありますが、これにつきましては、春の予算特別委員会の中でも説明していたかと考えているのですが、その部分で説明不足等があったのかどうか、ちょっとあれなのですが、その部分については御説明を申し上げてきたということで理解をしております。それから、利用者数の関係であります。今、ちょっと手元に細かい数字がありませんので、この部分については、機会がありましたら、集計結果等についてお知らせをしていきたいと考えております。それから、委託業者から出てきますキロ数との確認等につきましては、報告書に基づきまして、担当のほうでそれをチェックした上で積算しまして、委託料の支出をしているというふうになっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田彦彦君） 7番中村議員の御質問にお答えいたします。

保健センターの運動指導業務の減額補正の関係ですが、これらの業務、これまでも長期継続契約の中で業務を執行させていただいております。当業務、今年度からまた新たな長期継続の期間になったということで、入札の契約の執行残ということになってございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 7番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

先般、所管委員会のほうのときに、LED化率が99.4%という資料でお示しさせていただいたところでございますが、その分母となる灯数が829灯ということで、これは平成23年度の制度当初の

灯数を分母として置いたことによる率ということでございます。それで、所管委員会でお示しさせていただきました資料に基づきまして、第1種の、LED化につきましては100ワット以下という見方をさせていただきます。第1種については20ワットが7灯、100ワットが30灯、第2種が、20ワットが817灯、40ワットが3灯、60ワットが2灯、100ワットが16灯で、合計875灯になります。875灯のうちLED化が824灯でございますので、割り返しましたら94.17%になります。LED化率の進捗状況について、率でございますが、94.17%で修正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 7番中村議員からの農地集積協力金についての御質問にお答えさせていただきます。こちらの農地集積協力金というのは、離農に伴いまして、人、農地プランで位置づけられています中心的担い手さんに、その土地が賃貸によって集積される場合、こういう案件が出てきたときに初めて事業の該当になるものでございまして、離農される農家さんが新年度何軒あるのかというのは、なかなか予断ができない部分でございますので、現在のところ、補正ということで、実績に基づきまして予算計上をさせていただいているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、商工会、センプラの修繕の関係なのですが、こちらの修繕につきましては、施設の基幹的な設備ですとか、そういうものについては、当方のほうで直接修繕ということになりまして、今回は、そういう基幹施設に当たるということで、43万4,000円の補正額を計上させていただいておりますが、あと、細かな修繕につきましては、商工会さんのほうに管理委託をしております。その中でやっていただくというような、それぞれ役割を分担した中で、この施設の管理を行っているところでございますけれども、いずれにいたしましても、議員から御指摘ありました手すりの分については、危険性が伴いますので早急に対応させていただきたいというふうに思いますし、また、そういう御指摘については、今後についても早急に対応させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 中村議員の32ページの町道維持の部分の御質問にお答えいたします。この町道維持につきましては、年間を通じて道

路維持管理、それから、除排雪も含めて、通年の委託を町内業者によります特定協力企業体のほうに委託しておりますけれども、その業務の中で、道路に関する部分で、災害に伴って発生した部分、日常的な維持管理とあわせてやったほうが効率的な部分がありましたので、これは個別に災害対策費として組まずに、除雪費がまだ未執行で余裕がありましたので、委託費の中の除雪費部分を削減させていただいて、この災害復旧に充てたという金額を、これを繰り戻す内容となっております。内訳につきましては、8月、9月に特に発生いたしました大雨災害、これは複数回に上りますけれども、132カ所、2,075万7,000円、10月に発生しました風雪災害、湿った雪が木につきまして、大風とともに、たくさんの木をなぎ倒したという被害が発生しております。これが道路をかなり塞ぎまして、これを除去する作業として、26カ所、225万円を、この委託費の中で執行しました。この合計額が2,300万7,000円になりまして、これを今回繰り戻して補正するという形になってございます。

続きまして、34ページのほうの道道吹上上富良野線の街路灯整備に関する部分、これは、ここを出しております158万3,000円につきましては、今回、予定した灯数が不要だったということで、不用額を落とすわけですが、先ほどの御質問にありました、今後整備される予定の、新しいふじスーパーから高校のほうに向けた部分、これは北海道のほうで、現在、整備を計画してございます。情報をいただいて、また町のほうでも、この整備に伴いまして、北海道が計画している内容が、都市計画街路事業として実施したいという意向を持っておりまして、町の持っている都市計画の街路計画を若干修正を要するというので、先般、それらに要する経費を補正させていただいておりまして、現在、その都市計画変更に係る事務が進行してございます。ことしの年度末までには成果として上がってまいりますけれども、それをもとに、平成26年度中に、町の責任のもとで街路計画を変更するという手はずになってございます。北海道では、この計画変更と並行して街路事業の実施決定ですか、基本計画をつくりながら、26年度中に実施決定をしたい。その決定後、実施設計に移っていくわけですが、予定では、27年度に実施設計、そして、タイミングが合えば、実施設計と同一年次から、27年次から着工したいという旨はあるようですけれども、諸条件が複雑に絡みますので、基本的には28年を着手、着工のめどとする年度と置いているようです。これに伴いまして、現時点で、旧ふじスーパーが全て撤去されて、現在、更地となって

ございまして、あの施設が営業されている際、明かりが提供されて、比較的、通行に便利な状況でしたけれども、現在、議員御承知のとおり、先ほど申されたとおり、ちょっと真っ暗な状況があります。現在、これは早急に改善すると、追っかけてくる北海道の事業とかぶってしまいまして、無駄な施設とは申し上げられませんが、かなり経済的な不効率が発生しますので、当面の間、何らかの方法で明かりを確保する検討もしなければならぬとは思っておりますけれども、北海道自体が、街路計画の中においても、連続灯は基本的に整備しないという方針を明確に述べられておりまして、また、北海道全体の道路整備計画、維持管理計画の中でも、連続灯につきましては、できるだけ、今後、基本的には整備しない、整備された部分についても、老朽化に際して灯数を減らしていきたいという向きを持っているようです。こんなような中でありますけれども、北海道のほうとは粘り強く、連続灯とは申さないまでも、できるだけ交差点周辺を中心にした、道路照明としての設置を望んでいきたいと思っています。どうしても埋められない部分については、町が対処する方法も含めて、北海道と調整してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 7番中村議員の御質問についてお答えいたします。

まず、38ページの上富良野小学校の関係でございまして、まず、除排雪業務ということで32万4,000円、これについては議員御発言のとおり、今回、仮校舎分の予算でございまして、従来の部分につきましては、校舎の出入り口、そして、駐車場という部分で、大雪が降ったときに管理業務ではできない大雪の部分について、それらを除排雪した部分の必要な経費ということで予算を見ていまして、今回は仮設校舎ということで、2線校舎、3線校舎、従来、ここは生徒の出入り口等もございせんでしたが、重油タンクの設置場所でございますので、これら仮設校舎ができたことによって堆積スペースがなくなったということで、年4回の部分で除排雪を予定するというので、今回新たに予算を計上させていただいたものでございますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、40ページ、上中の12万1,000円の減でございますが、これにつきましては、実は東中の小学校の人事異動がございまして、これらの部分との、それぞれ増減ということで御理解をいただきたいと思っております。参考に、38ページのほうに東中小学校管理で13万1,000円ふえてござい

ます。こちら12万1,000円の減ということでありますが、この差については、東中の通勤費分ということで、人事異動分で、これら増減があったということで御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7番中村議員の予約型乗合タクシーに係る事務費の5万円の件についての質問が答弁していなかったと思いますので、その部分につきましては、いわゆる電話料とか陸運局の許可を得るための経費等にかかわる部分として支出させていただいておりますので、その部分につきましても、かかる経費ということでの見積もりの上で支出させていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。再質問ありますか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 答弁漏れがあるのです。農地集積協力金の支出の基準があるのかということをお尋ねしています。

○議長（西村昭教君） わかりました。答弁いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（辻 剛君） 7番中村議員の農地集積協力金に関する算出でございますけれども、離農する方の、どれだけ、その人・農地プランに位置づけられた中心的担い手さんにお渡しする面積に応じて協力金に変化してきました、例えば、今回、補正で計上されている分につきましては、離農する方の出す面積が2ヘクタール以上の案件でございますので、そういう場合については1件当たり70万円ということになっております。あとは面積に応じまして、1ヘクタール以上であれば50万円、5反以上であれば30万円ということで、3階層になってございまして、それぞれの出し手さんのほうの面積に応じて、その協力金の価格が決まってくるということになっております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） まず10ページの関係で、5年ごとの見直しが毎年ということでございます。税金の町税の関係の交付金との関係とは違う性格の、言うなれば、町税の固定資産税に見合う形のあれとは別な形でしょう、これは。ですから、そういう点では、建物、工作物の関係等の評価が下がったからということ、固定資産税に見合うところと違うの

ではないかという気がするので、その点をお尋ねしたいと思います。

再質問、一括していいですね。

それから、次にスクールバスの関係です。現実の問題として、平成24年度は1,230万5,000円の当初予算、決算が894万6,000円ということで、335万9,000円の減額になっているのです。そうすると、25年度も1,238万3,000円で886万2,000円になって、同じように352万1,000円の減額補正しているのです。そうすると、この金額が、前年度と比較をすると、もうちょっと見積もりが安くても低くてもよかったのではないかとというのが、この2年の経過を見て、私の印象なのです。ですから、先ほど、執行残があるから、道路の歩道やなんかもやると言った。極端に言えば、これらを早くやっていたら、この352万1,000円というのは、ほかに活用できる余地があったのではないかと。ですから、基本的に、やっぱり24年の実績を見て25年の予算を立てる、前の副町長が言っていました、課長会議の中で、予算は、不用額が起きないように、ぎりぎりの線で出なさいというようなこと言っていた。こうやって見ると、僕は、契約入札をして、だったということであれば、それまでの話なのだけれども、それであれば、早くこれらが入札決定しているのであれば、これを早く補正減額すればよかったでしょう。ですから、私はそのことを、2年連続そういうような、24年度は335万円、25年は352万円ということであれば、これらはやはり過大見積もりで積算をしてなのか、もう一つは、できれば早く補正減額をすべきではなかったのかという感じがいたしますので、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、次に予約型乗合タクシーの関係です。現実には、報告書に基づいてということが、報告書が適切かどうかということもあるので。あるというのは、ある面で、私のほうに町民からこういう通報がありました。回らなくてもいいところを回って、メーター稼働をしているのではないかと、私は400円を払えばいいのだけれども、もしくは市街は200円を払えばいいのだけれども。そうしたら、回っておかしいなと思って、逆に、予約した方が待っていないのであれば、お客さんに、こっち回ったらこうだと言うべきなのものが、そうでないケースが何件かあるということなのです。ですから、私は、実績に、今回はメーターのキロ数によって、260円、それから、執行料ということで1台につき100円ということで25年度からなったということであれば、それらの関係があるものですから、あえて、その報告書が適切かどうかということを信用するしか

方法はないと思いますよ、ないと思いますけれども、現実にはそういう関係があるものですから、お尋ねをしたところでございます。それで、25%増ということなので、私も、24年の上期の区域内、区域外の乗車人員を調べてみました。そうしたら、やっぱりさっき言ったように、3人ずつ違うのですよね、ハイヤー会社によって。トータルは同じになっているのだけれども。ただ、それで25%はどういう実態になっているかということを確認したいと思って先ほどお願いしたので、できれば、きょう、開会中に、その報告をお願いしたいと思います。

それから、かみんの運動指導の関係については了解をいたしました。

それから、生活灯の関係ですけれども、さっき、課長は94.17%と言っていましたけれども、私の調査では、875灯が、言うなら第1種生活灯、第2種生活灯の、第1種生活灯の150から250ワットが77灯、第2種生活灯の150ワットから500ワットは23灯、合計100灯あるのです。すると、975灯から100灯を引くと875、そのうち設置したのは824灯、それから、設置はしないということを言ったのは5灯で、829灯、これを割り返すと94.7%になるのかなという気はするのです。それで、150ワットから500ワットのやつは、町の生活補助規則の中に、生活灯LED化照明、水銀灯100ワットと同級の照度により新設または開始したものは100分の90。そうすると、975灯のうちの100灯は、この中に入っていないのですね。ですから、私は、875灯の829灯ということで申し上げたので、それで、今後、この100ワット以上の第1種生活灯、第2種生活灯、100灯ありますけれども、これの電気料が安くなる、町の補助が少なくなる、それから、各町内での、言うなればLED化の長持ちするという関係からいくと、今後、この100灯の100ワット以上のやつは改修については、基本的にどう考えているかということでお尋ねをしたいのです。それで、私、100ワット以上のことを電気のメーカーや各社に聞きました。そうしたら、大体10万円前後ですということでお聞きしました。ただ、今回の、今のLED化の場合、球を変えるだけではなくて、器具自体も変えなければならぬから10万円ぐらいになると。それで高上がりになるのは事実だけれども、町長、このLED化のときに、大きく決断したときは、日進月歩になるけれども、やっぱりやらなければならないということでやっていただいて、偶然ですけども、北電が、昨年7%、ことしは6%節電ということは、非常にこれは合致をし

た、的を射た施策だったと思います。したがって、今後の関係については、これから100ワット以上のやつは安くなるかもしれないけれども、基本的にどういう計画を持っているかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから、農地集積協力金の関係、これはあくまで離農による事業の展開ということだから、離農があるかないかわからないのに予算化できないということの事実と、それから、基準についても、70万円、50万円、30万円ということで理解をいたしました。

それから、道道吹上の関係なのですけれども、今、課長のほうからお話があったように、道の街路、道路改修とともに考えていきたいということで一応、26年度中に実施設計等が行われる、遅くても28年度には着工はできるというようなめどということで、できるだけ、一年でも早くやっていただくために道をお願いをしていただきたいとともに、もう一つは、現状としては非常に暗いということ、は、もう、実感としてわかります。したがって、何らかの方法で考えていきたいということで、場合によっては、仮設で何カ所かというようなことは、具体的に26年度の予算の中でやれる方法はないかどうかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、次に38ページの上小の除雪の関係。今、課長からお話あったように、校舎の出入り口、駐車場ということになりますと、現実の問題、現在あった、以前にあった駐車場は、もう工事の着工で、また校舎の出入り口も一部あれなので、恐らくこれは、37万8,000円は、減額の要素になるのかどうか、その点もちょっと確認をいたしたいと思います。

それから、上中の業務員の関係についてはわかりました。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7番中村議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の国有提供施設所在市町村助成交付金の関係であります。固定資産税とは、それぞれの対象となる施設については異なりますけれども、あくまでも、防衛省のほうでそろえる台帳については、土地、それから建物工作物ということで、評価については、そのものについて評価ですので、固定資産税の評価額がもとになるということになると思いますが、その価格の算定に当たっては、土地については、その評価額、それから建物工作物については、その評価の経年減額になってきますので、毎

年の見直しで下がっていくということになりますので、その台帳価格が、要するに、工作物、建物というのは、新しく建てない限り古くなってきますので評価が下がっていくということで、その部分にかかわっての減額になっているということでお伺いをしているところであります。

それから、スクールバスの委託料の積算についてであります。これにつきましては、おおむね人件費が中心になることから、当町で定めております人件費の単価があります、それをもとに福利厚生費等を積算して算定しているところであります。これにつきましては、町が、通常、雇用する場合の算定根拠を基礎に委託料の算定をしておりますので、その部分についての算定でありますので、町が発注する業務について、その積算を、去年はこの単価だったから下げればいいということでやってしまうと、今度、そこで雇用される方の賃金等が、また引き下げられるということにもなりますので、町としては、うちで持っている人件費単価をもとに、それを積算して、それに福利厚生費を加えた中で算定させていただいておりますので、その部分については御理解をいただきたいと思います。

なお、事業費が確定してから、直ちに、その部分については減額補正すべきではないかということにつきましては、今後、その部分については対応してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、予約型乗合タクシーにかかわる業務報告書が適正なのかということですが、これにつきましては、先ほど言ったように、回らなくてもいいところに回っているのではないかということですが、この部分につきましては、23、24年と、その試行の段階では、メーター料金での対応をさせていただいておりましたが、25年度からは、メーター料金のおおむね9割をめどに支払う形としておりまして、逆な言い方をすると、今言ったような、回らなくてもいいようなところを回っているということになれば、委託料も当然上がるのかもしれないですけれども、会社の経費も当然上がってきますので、中身的には、そのようなことはないということで、こちらは認識しているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（林 敬永君） 7番中村議員の先ほどのLEDの生活灯でございます。残る150ワット以上の100灯でございますが、議員から御指摘のある、設置費に10万円程度ということで、まだ高額な部分もございます。今後におきまして

は、住民と町の負担軽減につながるものについて検討していきますので、その都度、御相談をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 中村議員の、道道吹上線の街路の整備までの間の照明の対応の御質問にお答えいたします。現在、旧ふじスーパー、敷地が一応撤去されて、裸の地面として管理されているようですけれども、今後、どのような利用形態が想定されるのかも、今後の、例えば仮設の電灯を置くにしても、若干の調整が必要かなと思っております。また、道道本体の部分につきましても、交差点に必要な、交通安全上必要な照明についても、一部不足している部分もございますので、町側で対応するのか、北海道のほうで配慮願えるのか、また、土地利用が近々にあるのでしたら、それらとの兼ね合いも調整するという含みもございますので、現時点では、来年度の当初予算としては措置する予定はございません。それまでには、できるだけの調整はしたいとは思っておりますけれども、必要に応じて、26年度中の補正などの対応もあり得るかなということで考えてございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 7番中村議員の先ほどの御質問についてお答えいたします。

37万8,000円ということで、従来からの予算の部分の減額要素の部分でございます。これらにつきましては、第1線校舎取り壊しましたけれども、そこに、玄関、駐車場がございました。これらについては、玄関については3線校舎に移動、駐車場についてはグラウンドのほうに移動と、こういったことから、箇所数等は変わりません。ただし、全体の管理面積からいくと狭くなる部分はあるかと思いますが、逆に言えば、狭くなるところに堆積する部分、これら含めて、基本的には、これらの部分の除雪に充てたいというふうには考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかに。

8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 18ページの乗合タクシーの関係で、関連してちょっと御質問させていただきます。

総務課長の答弁の中で、25年度からメーター数の9割ということで支払いしているという御答弁がありました。この、9割にした根拠とは何なのか。

それともう1点、報告書、タクシー会社2社ありますよね、そこから報告書が出てくると。そして乗った場所から目的地、そういった中身のことはちゃんと記載されているのですか。そのチェック体制はどうなっているのか。その点だけ、ちょっと確認しておきたいのですが。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 8番谷議員の乗合タクシーに関します御質問に、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

中村議員の質問の中でありました、23年、24年と試行事業を続けまして、25年度については本行の事業ということで、まず、委託費の大きな改正を各事業者ともに話し合いながら決めたところであります。先ほどの答弁にもありましたように、おおむね9割、もしくは9割以上に、走り方によってはなるわけですが、1キロ当たり260円と定めさせていただきました。この260円につきましては、陸運局の、おおむねの、キロ当たり単価が260円になっておりまして、それを24年度の実績運行に照らしますと、先ほど言いました、おおむね9割から9割ちょっとということになるところであります。また、出庫料という、1回当たり100円がありますが、事業者によって地区割りをしておりまして、24年度の実績から見ると、私の事業者は、私の会社は年間200回出庫しました。一方では、300回出庫しましたと。そういう、持つ地区ごとによって車の台数が違うものですから、それらを平準化するために、出庫料を100円と定めたところであります。お尋ねの、この根拠については、そういうことだということ御理解をいただきたいと思えます。

あと、事業者から毎月報告書をいただきますが、例えば、きょうは誰が、どこどこからどこどこまで、目的地がどこであって、どこでおろしましたと、そういうものを全部報告書に載せて、それをチェックしながら、町で毎月の委託料を計算するというような内容でございます。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 私、これ、ちょっといずい話なんですけれども、実は、私のほうに電話3件来ているのですよ。ことしになってからではないです、以前からあったのです。余り、ちょっと、こういう話というのは、せっかく乗合タクシー事業を始めて、町民の方々に、不便な方々に利用していただいていると、これが、おかしい話をして、この利用がなくなってしまったらうまいなという思いもあったものですから、控えていたのですけれども、たまたま同僚議員がこういうことを取り上げたもの

ですから、関連して言わせていただいているのですけれども、実は、極めて遠回りして目的地まで行っているのだと。遠回りすることは、当然、乗り合いだから、そこでまた乗る人がおれば、当然、回って行きますよね。ところが、頼んで目的地まで行くのだけれども、結果的に私一人だったのだと。何で、ああいうところを回るのだろうねと。失礼な話も、これは言いませんけれども、同じタクシー会社なのです。場合によっては、運転手の名前まで、私、把握しているのですよ。言いませんよ。けれども、事実かどうか、その人に確認したわけではないのですから、実際のことは確認していませんけれども、そういう苦情が数件来ているということなものですから、そのチェック体制というのは、しっかりと、例えば、どこから乗って、どこまで目的地まで行くのだと、当然、近い道を通って行きますよね。最短距離通って行けない場合もありますけれども、多少回るところもあるかもしれませんけれども、ここから乗って、ここまで行く間に、これだけの距離はかからないだろうということがあったとしたら、私はないと思うのだけれども、そういうチェック体制はどういうふうにして把握しているのかと。総務課長の答弁の中で、ないものとして確認しているのだと、確認しているから認識しているという答弁あったけれども、その辺のチェック体制はどうなっているのか、ちょっと確認したいのです。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 8番谷議員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、そういう事例を承知しているという御発言もありましたが、例えば乗合タクシーでよくあるのは、予約が1週間前にありましたと、そのときに、自宅に行ったときに、その人が準備が整っていなかった、もしくは忘れていたというようなケースが結構ございます。今回、今言われたケースで、そういうことがあったのかどうかはチェックをすることができませんが、一人を乗せて、次のところに迎えに行った結果、そういうことで、そのまま一人を乗せて目的地に向かったというケースは往々にしてあるかなというふうに思うところであります。また、一軒一軒、上富良野町は広いですから、一軒、どこからどこまで行きました。誰を乗せて、どこからどこまで行きましたということをチェックする中で、余りにも距離数が乖離するようなことがあれば、当然、チェックする中で、どうなのですかということの確認をしていくケースはなかったわけではありません。また、今回、先ほど9割というお話をしましたが、23年、24年は、走れば走るほど委託料が100%、メーター料金として加算がされるという

制度でありましたので、そういう事業者の運行の効率性をしっかり事業者さんも持っていただこうというようなことを含めて、話し合いの結果のことで、本行につながっているというようなことも含めて、御理解をいただければと思うところでございます。

○議長（西村昭教君） 8 番谷忠君。

○8 番（谷 忠君） これ以上は言いません。ただ、町民の方からこういう不信感も持たれているという部分もありますので、それを払拭する意味で、これからも説明していく責任があるのだらうと思いますので、十分注意を払いながら、検証しながら、今後、進めていただきたいと、こう思います。答弁は要りません。

○議長（西村昭教君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 1 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開を 11 時といたします。

午前 10 時 28 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 3 議案第 2 号

○議長（西村昭教君） 日程第 3 議案第 2 号平成 25 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（林 敬永君） ただいま上程いただきました議案第 2 号平成 25 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成 24 年度療養給付費交付金の額が確定したことから減額補正、一般会計繰入金では保険基金安定負担金及び財政安定化支援事業の確定に伴う減額補正並びに職員給与費においては、人事異動などに伴う給与費などの減額補

正をそれぞれするものであります。

次に、歳出につきましては、人事異動などに伴う総務管理費の減額補正を、保険給付費においては、当初見込みより多く上回る執行状況にあるため、一般分の保険給付の補正、並びに、諸支出金では療養給付費負担金過年度分の返還に伴う補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第 2 号平成 25 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 25 年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 775 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 8,342 万 2,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3 款療養給付費交付金 244 万 2,000 円の減。

8 款繰入金 530 万 8,000 円の減。

歳入合計は 775 万円の減であります。

2、歳出。

1 款総務費 106 万 5,000 円の減。

2 款保険給付費 1,144 万 6,000 円。

10 款諸支出金 933 万 4,000 円。

11 款予備費 2,746 万 5,000 円の減。

歳出合計は 775 万円の減であります。

以上で、議案第 2 号平成 25 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号

○議長(西村昭教君) 日程第4 議案第3号平成25年度上富良野後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(林 敬永君) ただいま上程いただきました議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が確定したこと、並びに、後期高齢者医療広域連合事務費負担金に係る平成24年度分の精算及び平成25年度分が確定したことから、繰入金の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、歳入補正をしました相当額について、広域連合納付金の補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

平成25年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ151万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,226万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金151万9,000円の減。

歳入合計は151万9,000円の減であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金151万9,000円の減。

歳出合計は151万9,000円の減であります。

以上で、議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。御審議いただきまして議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号

○議長(西村昭教君) 日程第5 議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(石田昭彦君) ただいま上程いただきました議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

職員の給与費につきまして、人事異動による体制整備と、本年10月1日から実施しております給与月額の変額支給に伴い、193万3,000円の補正をお願いするものでありまして、当該補正に伴い、地域支援事業に係る人件費の負担分として、国、道支出金及び一般繰入金等において所要額を補正するものであります。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

平成25年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ8億1,924万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金7万7,000円の減。

4款道支出金3万8,000円の減。

7款繰入金204万8,000円。

歳入合計193万3,000円。

2、歳出。

1款総務費212万7,000円。

3款地域支援事業費19万4,000円の減。

歳出合計193万3,000円であります。

2ページ目以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで、説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第5号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました議案第5号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

す。

1点目は、ラベンダーハイツ施設整備基金からの繰入金を財源としたトイレ洗面所改修工事等の事業費確定による減額と、それに見合う基金繰入額を減額しようとするものであります。

2点目は、職員給与費における給料月額減額支給措置による減額補正でございます。

3点目は、これらの要因の収支差額についての予備費での調整でございます。

以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書以降につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第5号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億159万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金30万円の減。

歳入補正額の合計は30万円の減でございます。

2、歳出。

1款総務費52万9,000円の減。

3款施設整備費31万5,000円の減。

6款予備費54万4,000円の増。

歳出補正額の合計は30万円の減でございます。

これもちまして、議案第5号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 9ページ、ラベンダーハイツのトイレ洗面所改修工事のところですが、予算に対して、今回、31万5,000円減ということな

のですけれども、補正予算なのですけれども、ここ、9月30日に、町内調査で、ラベンダーハイツトイレ洗面所改修工事、私ども、見させてもらったのですね。そのときに、たしか工事は終了していたかと思えますけれども、壁紙がもう剥がれていたのですね。私は何で、これ、直したはずなのにとお思いまして、何か、ざっとした直し方だなと思ってしまったのですけれども、その後きちんと、業者に対して、きちんと仕上がりになったのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の部分につきましては、業者のほうと連絡をとって、今、現在進めるようにお話をしております、全体の中で、そういう箇所がありましたら、改修するように要請をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） ここは古い施設でして、これから改修とかあると思うのですけれども、職員の方も、やっぱり現場、やっている業者が入っているときですね、どういう仕上がりになっていくのかとか、そういうことをきちんとしていただきたいと思いますのですよね。私たち視察に行ったときに、あっと、あれ、直したのかなと、私、思ってしまったのですね。だから、そういうことで、ひとつ、業者が改修に入りましたら、よく点検して、どのような仕上がりになっているのかとかというのを、十分、今後、気をつけていただきたいと思います。よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。

ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 9ページにかかわって、施設整備の基金、恐らく残高が当然減る傾向にあるかというふうに思いますが、今後、こういった施設整備にかかわって、一定部分の残高を積み立てるといことが求められてきているのかなというふうに思いますが、それにしても、収支がバランスがとれないと、積み戻しもできないという状況にあるかと思えますけれども、健全財政という形の中で、当然、施設整備ですから、一般会計からの繰り入れも伴わなければならないというふうに思いますが、基金残高の積み戻し等の件について、大体、多くあればいいのでしょうか、普通、この間見てきましたら、3,000万円とか2,000万円とか、いろいろ

ろ、その年によって変動はあるかと思いますが、どの程度あったら、大体、施設整備にかかわって維持できるのか、お伺いしておきたいと思えます。

もう1点は、この職員にかかわってであります、今15名の職員がいるというふうに表示されております。来年度は、給食にかかわる職員が減ってしまうというような話も聞かれております。今後、町では民間の譲渡も計画する中で、一定職員の維持体制をとらなければ、やはりこの運営もできないというふうに思えますので、今後、その体制、給食部分については、これ、資料見ましたら、採用は不補充にするという形で民間に渡すという形の話が出ておりますが、この部分について、一体どのような方向性で進もうとしているかも、あわせてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

施設整備費につきましては、現在、特養の更新の整備更新事業ということで、平成26年度以降、それぞれ、現在、計画をしているところでございます。施設運営する中で、実際に修繕とか必要な部分については修繕をしてまいりますし、また、メンテナンス等に対応できるものについては対応してまいりたいと考えております。その中で、実際に、例えば故障して、ふぐあいが出て使えないというようなことになりました場合におきましては、現時点での基金の積み立ての部分と、それから、全体の収支を勘案しまして、足りない部分については出てくる可能性もないわけではございません。その点につきましては、また町のほうと調整しながら、今後の推移を見て進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

2点目の、給食の委託の関係でございますけれども、これにつきましては、現在、正職員1名と臨時職員7名ということで、8名体制で行っております。その正職員の1名の方が今年度末をもって退職ということで、その方の処遇の問題もあったのですけれども、実際、その後、調整している中では、御本人との調整の中でとどまっていたことがちょっと難しい状況でございますので、現在、そのことも踏まえまして、これからの給食体制の執行におきまして、体制的なものがとれない部分等、調整いたしまして、現在、給食の委託について、研究、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 施設整備については、当

然、いろいろな不確定な要素もありますし、計画的に、資料もいただきましたので、年度ごとの修繕計画も立てられております。また、それにかかわっては、一般財源からの繰り入れも当然必要な部分もありますので、そういったものも含めて、ぜひ対応をしていただきたいというふうに思います。

この給食部門についてでありますけれども、やはり、入所されている方の安定的な食材を提供するというので、人員の確保というのは非常に重要だというふうに考えております。これを読んでみますと、いわゆる一方的な理解で、人員のそういった補充ができないということで、退職されるということで、何回公募しても、応募しても、なかなか該当する方が見えられないということで、それで体制がとれないから民間に委託する体制をとりたいというふうに書かれているのですけれども、それは町の一方的な解釈であって、やっぱりきちんと正職員で対応して、公募をするだとか何とかすれば、絶対来るはずなのです。その努力がない中で民間に委託するというような話は、全くもっておかしな話であって、この点は、町長、来年度から実施されるという計画で出されていると思うのですが、こういう大事な話は議員協議会でも出てこなかったの、ここでちょっと話を、来年度のまた予算もありますけれども、この予算にかかわってお伺いしたいと思いますけれども、来年度から実施されるということなのか、もう正職員は公募しないということなのか、どうなのですか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番米沢議員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、概要につきましては、今、大石所長のほうから申し上げたとおりであります。来年度以降の運営にかかわりましては、予算の、今、最中でございますので、まだ確定的な話にはなりません、まず1点、給食業務にかかわっての正職員の配置をする考えについて述べさせていただきますと思いますが、今、現在は1名の職員をもって、あと、臨時さん、七、八名の登録をもって、非常に不規則な勤務状況、時間の状況もありますので、そういう体制で今実施をしておりますが、ただ、職員が1名退職されますと、それらを運営するには、なかなか難しいという状況もあります。また、一方、あそこの福祉施設で給食を直接提供する必要がありますが、何か不測の事態が起きたときには、なかなか、直営でやっていることについては危険もはらんでいるということも検証したところでもありますので、今、町長のほうからもありましたように、第三者に委託をして、それが安定的に給食運営ができるのであれば、

そこも検討、研究をしていこうという段階であります。したがって、給食業務を担う正規職員については、経営上の問題もありますから、今のところ、正規職員を配置する考えは、給食業務についての考えは、今のところ持っておりませんというような段階でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） この文書を、報告書を見ますと、いわゆる正職員がいなくなって、管理、指導できる人がいなくなるからできないのだということです。もう一つは、食についても、万が一、食中毒等が起きた場合は、そういったことが起きたときに、現在の体制では問題が起きるから民間のほうがいいのだというのですけれども、これは本当に自分たちの勝手な解釈で、やろうと思っていれば現行の体制でも十分できるのですよ。そういう体制をとるかとならないかだけであって、民間にしたからそれがスムーズにいくという話の問題ではなく、やるかやらないか、ここだけだと思うのです。ですから、私は、今回こういう文書を出されたこと自体が本末転倒で、もう一度見直しする必要があるというふうに思いますが、この点、今回はこの点でとめておきますけれども、そういう体制はしかないということですね、そうしたら。お伺いいたします。僕は従来の体制で、きちんと正職員を配置して実施すべきだということだと思いますが、この点お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番米沢議員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

法的なくくりを、まず、お話をさせていただきたいと思いますが、いわゆる社会福祉事業法に位置づけられる福祉施設、福祉施設もいろいろありますが、例えば保育所のように、外部からの給食を運び込むことを法的に許している施設と、一方、ラベンダーハイツのように、外部から運び込むことはないと、施設内で給食業務をしっかりとって提供しなさいというような施設に分かれるところであります。ラベンダーハイツについては、御案内のように、刻み食もありますし、一般食もありますし、また、一部、糖尿病のような栄養的に配慮をするような食事を提供する場合ももちろんございます。これらを臨時の職員だけで全て担えるかといいますと、かなり困難であるというふうに理解をしているところであります。また、一方、病院もそうですが、給食業務を専門にしている事業者がおりますので、そういう方々に委託をする可能性がないものか、また、それらが安定的に運営できることであれば、もちろん費用対効果もありますが、そういうものを調

査、研究をしていこうと、それで、今、予算の最中
でありますので、そういうことも含めて検証する必
要があるだろうというような、今、段階であることを
御理解をいただきたいというふうに思うところで
あります。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質
疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたし
ます。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第6号平成
25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予
算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いた
だきました議案第6号平成25年度上富良野町公共
下水道事業特別会計補正予算（第3号）の補正の要
旨について御説明申し上げます。

歳入では、歳出の管理費が、工事費の変動を要因
とした一般会計繰入金との増と工事費財源として下水
道事業債の増、また、歳出側では一般管理費におい
て、国の要請による職員給与費の減と浄化センター
等管理費及び公設枅設置工事費の執行状況と今後の
需要額に見合わせた各費目の増減精査の結果、所要
の補正を行うものです。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第6号平成25年度上富良野町公共下水道事
業特別会計補正予算（第3号）。

平成25年度上富良野町の公共下水道事業特別会
計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによ
る。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
219万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総
額を歳入歳出それぞれ4億1,267万8,000円
とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額
は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補
正」による。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款別の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

4款繰入金89万9,000円。

7款町債130万円。

歳入合計では219万9,000円となっております。

2、歳出。

1款下水道事業費285万8,000円。

2款公債費65万9,000円の減。

歳出合計では219万9,000円となっております。

2 ページへ参ります。

第2表、地方債補正。

（1）変更。

ここでは、公共下水道事業一般分の限度額を13
0万円増じて3,590万円とするものです。

以降、事項別明細につきましては、御高覧を賜り
ます。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。
御審議いただきまして、議決賜りますようお願い
申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質
疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたし
ます。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第7号平成
25年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1
号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いた
だきました議案第7号平成25年度上富良野町水道
事業会計補正予算（第1号）の補正の要旨につきま

して御説明を申し上げます。

歳出におきまして、国の要請に応じました給与縮減によって職員給与費 13 万 7,000 円を減額し、同額を予備費に充てる内容となっており、総予算額の増減については伴わない内容となっております。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第 7 号平成 25 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

（総則）。

第 1 条、平成 25 年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第 1 款水道事業費用の第 1 項につきまして、13 万 7,000 円を減ずるものとなっております。

同じく第 1 款第 4 項予備費につきまして、13 万 7,000 円を増ずる内容となっております。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第 3 条、予算第 5 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費 13 万 7,000 円を減じ 2,969 万 1,000 円とするものとなっております。

以降につきましては、先に御高覧いただいているものとして割愛させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 7 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 8 号

○議長（西村昭教君） 日程第 9 議案第 8 号平成 25 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 1

号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第 8 号平成 25 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、二つの要素で構成されておりました、1 点目は給与費の減額でございます。給与月額の前払措置と人事異動に伴います会計間の移動により、収益的支出の医業費用と老人保健施設事業費用の給与費からそれぞれの所要額を減額するもので、減額総額は 141 万円であり、減額する全額を予備費に計上し、今後に備えようとするものであります。

2 点目は、御寄附を 10 件、53 万円いただいておりますので、寄附者の御趣意に沿いまして、備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第 8 号平成 25 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 1 号）。

（総則）。

第 1 条、平成 25 年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

支出。

第 1 款病院事業費用、補正予定額ゼロ円。

第 1 項医業費用 117 万 2,000 円の減。

第 3 項老人保健施設事業費用 23 万 8,000 円の減。

第 5 項予備費 141 万円。

（資本的収入及び支出）。

第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第 1 款資本的収入、補正予定額 53 万円。

第 3 項寄附金 53 万円。

支出。

第 1 款資本的支出 53 万円。

第 2 項建設改良費 53 万円。

（議会の議決を経なければ流用のできない経費）。

第 4 条、予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給与費、補正予算額141万円の減。

なお、1ページ以降につきましては御高覧いただいているものとして、御説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号平成25年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）の説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第9号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第9号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布により、平成26年4月1日から消費税率が8%に改正されることに伴い、関係する条例13件について、条例に規定されている使用料等の額を見直し、それぞれの条例の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第9号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例。

使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、条を追って、その主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第1条は、上富良野町行政財産の目的外使用に関

する使用料徴収条例の一部改正で、条例第2条に規定する行政財産の目的外使用に係る使用料の消費税率を100分の105から100分の108に改めるものであります。

第2条は、上富良野町手数料条例の一部改正で、条例別表、上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の規定に基づく文書料及び検死料に規定する手数料の額のうち、消費税率に相当する額を5%から8%に見直しした額に改めるものであります。

2ページをお開き願います。

第3条は、上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正で、条例別表に規定する使用料の額の消費税相当分を見直しした額に改めるものであります。また、1カ月以上または1カ月未満による使用料によって課税及び非課税に区分されるため、区分により使用料の単価を設定するものであります。

3ページをごらん願います。

第4条は、上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正で、条例第13条第3項に規定する証紙の売りさばき手数料の消費税率を、100分の105から100分の108に改めるものであります。

第5条は、上富良野町建設機械使用条例の一部改正で、条例別表に規定する機種別の使用料の額の消費税相当分を見直しした額に改めるものであります。

第6条は、上富良野町道路占用料徴収条例の一部改正で、条例別表に規定する占用料の額の消費税相当分を見直しした額に改めるものであります。また、1カ月以上または1カ月未満による占用によって課税及び非課税に区分されるため、区分による占用料の単価を設定するものであります。

7ページをお開き願います。

第7条は、上富良野町都市公園条例の一部改正で、条例別表（2）、（3）、（4）及び（5）に規定する公園使用料の額の消費税相当分を見直しした額に改めるものであります。また、1カ月以上または1カ月未満による公園の使用によって課税及び非課税に区分されるため、区分により公園使用料の単価を設定するものであります。

10ページをお開き願います。

第8条は、上富良野町自転車駐車場条例の一部改正で、条例別表に規定する使用料の額の消費税相当分を見直しした額に改めるものであります。また、1カ月以上または1カ月未満による駐車料の使用によって課税及び非課税に区分されるため、区分により使用料の単価を設定するものであります。

第9条は、上富良野町水道事業給水条例の一部改

正で、条例別表に規定する水道料金のうち、内税としている基本料金及び超過料金の単価を８％に見直した額に改めるものであります。

１１ページをごらん願います。

第１０条は、上富良野町公共下水道に関する条例の一部改正で、条例別表に規定する下水道使用料のうち、内税としている基本料金及び超過料金の単価を８％に見直した額に改めるものであります。

第１１条は、上富良野町簡易水道等施設給水条例の一部改正で、条例別表に規定する水道料金のうち、内税としている基本料金及び超過料金の単価を８％に見直した額に改めるものであります。

１２ページをお開き願います。

第１２条は、上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例の一部改正で、条例第１０条に規定する料金のうち、内税としている料金の単価を８％に見直した額に改めるものであります。

第１３条は、上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部改正で、条例第３条第４項に規定する病衣使用料及び同条第５項に規定する自動車使用料の単価について、消費税率に相当する額を５％から８％に見直した額に改めるものであります。

附則。

第１条は、施行期日を平成２６年４月１日からとするものであります。

第２条は、上富良野町水道事業給水条例の一部改正に伴う新旧税率の適用における経過措置を規定しているものであります。

第３条は、上富良野町公共下水道に関する条例の一部改正に伴う新旧税率の適用における経過措置を規定しているものであります。

１３ページをごらん願います。

第４条は、上富良野町簡易水道等施設給水条例の一部改正に伴う新旧税率の適用における経過措置を規定しているものであります。

第５条は、上富良野町十勝岳翁地区飲料水供給施設条例の一部改正に伴う新旧税率の適用における経過措置を規定しているものであります。

以上で、議案第９号使用料等の額を見直すための関係条例の整備に関する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。非常に、この消費税は、住民にとっても地方

自治体にとっても、持ち出し等がふえるということで、厄介な増税だというふうに思います。国のほうは、８％に上げることによって、８兆円で、そのうち６兆円は公共投資等に充てるという形の中で、福祉にはなかなか回らないというのが状況だと思います。

それで、影響額としてお伺いしたいのは、この使用料等における消費税分を上乗せすることによって、どのぐらいの使用料手数料が上乗せになるのか、現時点で、はっきりわからない部分はあると思いますが、予想でよろしいですが、お伺いいたします。

もう一つは、関連、あわせてお伺いしたいのは、これに伴って、当然、企業会計等にもわたる部分かというふうに思いますが、一般会計も含めた企業会計それぞれ、支出、収入と合わせて、どのぐらいの町の負担増になるのか、こういった部分もわかれば、あわせてお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） ４番米沢議員の消費税にかかわります当町の使用料の増分、それから、支出にかかわっての影響分についての御質問にお答えしたいと思います。具体的にまだ試算はしておりませんので、歳入にかかわる部分については計算しておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

また、歳出につきましては、今、予算編成中でありまして、その部分につきましては、一般会計の部分では、その影響額が６，０００万円ということで、概々算で算定しておりまして予算編成に取り組んでいるところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） ４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君） ということで、結構持ち出しもふえるというふうに思います。これにかかわって、やはり税収がどう変化するかということも当然出てくるのだらうというふうに思います。消費税、消費する自治体が多ければ、その分、地方に、その１．何％だったかと思いますが、入る部分がふえますけれども、この地方にいたっては、なかなか、その消費の部分がどういうふうに変化するかわかりませんが、総体的で来る話でありますけれども、そういった部分の、いわゆる税収がふえれば交付税が減るという仕組みになると思いますが、地方自治体の場合は、どういうふうな変化が起きるというふうに予想されているのか、大変申しわけないのですが、予想の部分で言えば、税収の確保とあわせて非常に大事な問題だと思いますのでお伺いいたし

ます。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田中利幸君） 4番米沢議員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、御案内のように、来年4月からの税率が8%になった場合の想定ですが、現在のところ、ルールどおりでいきますと、地方部分に、我が上富良野においては、消費税還付交付金の増額が恐らく8,000万円程度プラスになるのではないかと。これも、6,000万円から8,000万円という見込みですが、一方、これを、まだ、全てルールを見えているわけではないのですが、プラス要因の6,000万円から8,000万円がそのまま置かれるというふうには、実は思っておりませんで、今のところ描いている姿は、このプラス分が、場合によったら地方交付税もしくは補助金、交付金、これらにマイナス要素として働くのだろうというふうに実は想定をしております、26年度の、今、各課に指示をしておりますのは、予算配分をしておりますが、差し引き、恐らく、ちゃんになるようなイメージで来年度の予算額を想定したところであります。もちろん、まだ全て決まっているわけではありませんが、念のため、そういう保険を掛けながら、今、予算の総額をイメージしたところであります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時48分 再開

○議長（西村昭教君） ただいまより、午前中に引き続き、会議を再開いたしたいと思います。

第10号議案に入る前に、午前中、中村議員のほうから質問のありました件について答弁漏れがありましたので、答弁いたさせます。

総務課長、答弁。

○総務課長（北川和宏君） 7番中村議員の予約型乗合タクシーに係る24年度の上期の利用人数の誤

差についての御質問であります、ことし3月の予算特別委員会におきまして提出いたしました資料の数字との誤差だと思いますが、それにつきましては、特別委員会に提出いたしました資料につきましては、年度途中の集計状況ということでお示しをしたところでありまして、24年度決算時におきまして、集計の折、利用人数の入力誤りを発見したことから修正をさせていただいたものでありますので、それぞれの3月時点での数字の、3人の増減後の数字が正しい数字でありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

◎日程第11 議案第10号

○議長（西村昭教君） それでは、日程第11 議案第10号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成24年人事院勧告により、国においては世代間の給与配分を適正にする観点から、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制することを目的として、昇給昇格制度を改正し、平成26年1月1日から施行されることから、当町におきましても必要な措置を講ずるため条例を改正するものであります。

条例の一部改正の、主な改正点を御説明申し上げます。

まず1点目は、昇給昇格制度の改正でありまして、55歳を超える職員については、標準の成績では昇格しないこととするものであります。

2点目は、55歳以上の6級職員の減額措置の見直しでありまして、平成22年の人事院勧告により、平成22年12月1日から施行し、当分の間、55歳を超える6級職員の給料月額、期末勤勉手当の1.5%の減額措置することについて、試行から3年を経過し、さきの昇給昇格制度の改正によりまして、さらに職務職階制に不均衡を生ずることから、平成25年12月31日をもって終了しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第10号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例第16号）の一部を次のように改正

する。

第4条第5項を次のように改める。

5、55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合または特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則に定める基準によるものとする。

附則第3項中、「当分の間」を「平成22年12月1日から平成25年12月31日までの間」に改める。

附則。

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

以上で、議案第10号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第11号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第11号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

この条例に基づく在宅福祉事業は、介護保険制度の横出しサービスのメニューとして、介護認定者を含め、一定程度、日常生活に支障を来す高齢者や障がい者等の在宅を支えるため、在宅保険制度スタート以前から実施しておりました高齢者地域ケアモデル事業のサービスメニューを継承する形で、町独自の仕組みとして制度化したものであります。平成18年、介護予防に主眼を置いた介護保険法の改正が

行われ、地域支援事業が創設されたことから、本町におきましては、当該条例に規定する生活管理指導員派遣サービス等のサービスメニューを、介護保険法に基づく地域支援事業として実施する事業である旨の当該条例を改正し、今日まで事業の推進をしてきたところでありますが、介護保険制度に基づく事業と町独自の事業について、根拠となる法令等を明確に整理するため、このたび、上富良野町地域支援事業実施規則を施行したところであります。このことから、当該条例に規定していたものから、地域支援事業実施規則に移行した事業について、当該条例から削除する改正をするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第11号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町在宅福祉事業に関する条例。

平成12年上富良野町条例第14号の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条中第1号から第3号及び第11号を削り、第4号を第1号とし、第5号から第10号までを3号ずつ繰り上げる。

別表1中、生活管理指導員派遣サービスの項、生きがい活動支援通所サービスの項、生活管理指導短期宿泊サービスの項及びその他在宅福祉サービスの項を削る。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

以上、議案第11号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、御決決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第12号

上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程いただきました議案第12号、このことについて提案要旨を御説明申し上げます。

町立東中中学校は、昭和22年に開校し、継続してまいりましたが、最近の生徒の減少から、来年3月をもって閉校の予定でありますことから、本条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第12号上富良野町立学校設置条例の一部を改正する条例。

上富良野町立学校設置条例（昭和40年上富良野町条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2中、上富良野町立東中中学校の項を削る。

附則。

この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上、御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を起立により採決いたします。

本件は、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。出席議員は、ただいま14名であります。その3分の2は10名であります。

本件を、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立3分の2以上であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第13号防災用自家発電設備整備工事請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いた

だきました議案第13号防災用自家発電設備整備工事請負契約締結の件につきまして、提案内容の御説明を申し上げます。

本工事は、災害発生時の対策事務所や避難施設となる役場庁舎、保健福祉総合センター、公民館及び西小学校の4施設について、災害時に応急電源を供給するための防災用自家発電設備を整備するもので、去る11月12日に、郵送による事後審査型一般競争入札により執行する旨を公示し、12月3日、開札したものです。

参加資格を、上富良野町に入札参加資格があり、上川総合振興局管内に本店がある電気工事の経営事項審査結果通知書、総合評定800点以上としたもので、期限の12月2日午後5時までに4業者からの応募があったところです。開札の結果、旭川市に本店を置く藤川電設工業株式会社が8,500万円の最低価格であったため、応募に際して提出された書類により審査したところ、適格であったことから落札者として決定し、消費税を加算いたしまして、本議案の9,180万円になっております。なお、2番札は大東電気工業株式会社の8,840万円でした。

以下、議案を朗読し、提案といたします。

議案第13号防災用自家発電設備整備工事請負契約締結の件。

防災用自家発電設備整備工事の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、防災用自家発電設備整備工事。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約の金額、9,180万円。

4、契約の相手方、旭川市東7条10丁目2番20号、藤川電設工業株式会社代表取締役藤川勝正。

5、工期、契約の日から平成26年7月31日。

以上でございます。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第14号
財産取得の件（庁舎電話交換機等設備更新）を議題
といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（北川和宏君） ただいま上程いただき
ました議案第14号財産取得の件（庁舎電話交換機
等設備更新）につきまして、提案の要旨を説明申し
上げます。

現在の庁舎電話交換機等設備は、平成11年10
月に更新し稼働しておりますが、更新後14年を経
過し、設備が老朽化してきていること、及び、本年
11月から光通信回線が供用開始されたことによ
り、通信料の軽減が図られることから、設備の更新
を行うものであります。

本件の取得いたします庁舎電話交換機等設備は、
上富良野町への譲渡を前提として、北海道市町村備
荒資金組合と東日本電信電話株式会社北海道支店に
おいて、829万5,000円の売買契約に関する
仮契約の締結がなされております。この財産につ
きましては、北海道市町村備荒資金組合から上富良
野町へ譲渡を受けるため、財産取得の議決を求め
るものであります。なお、譲渡代金の支払いにつ
きましては、取得価格に年0.5%の利息をつけ
まして、本年度から平成29年度までの5年間で
支払いをするものであります。また、本年3月の
第1回町議会定例会におきまして、債務負担行
為の議決をいただいているところでございます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第14号財産取得の件。

庁舎電話交換機等設備を次により取得するた
め、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例第3条の規定により、議
会の議決を求める。

記。

- 1、取得の目的、庁舎電話交換機等設備。
- 2、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合
からの譲渡。
- 3、取得金額、829万5,000円。
- 4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6
丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資
金組合組合長寺島光一郎。

5、納期、平成26年2月28日。

以上で、議案第14号財産取得の件の説明と
いたします。御審議いただきまして、議決くだ
さいます

ようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理
由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもち
て質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決
いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 認定第1号

◎日程第17 認定第2号

○議長（西村昭教君） 日程第16 認定第1号
平成25年第3回定例会で付託されました議
案第9号平成24年度上富良野町各会計歳入
歳出決算認定の件、日程第17 認定第2号
平成25年第3回定例会で付託されました
議案第8号平成24年度上富良野町企業会
計決算認定の件を一括して議題といたしま
す。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求め
ます。

決算特別委員長、長谷川德行君。

○決算特別委員長（長谷川德行君） ただいま
上程されました認定第1号、認定第2号を
朗読をもって説明にかえさせていただきます。

決算特別委員会審査報告書。

平成25年第3回定例会において本委員会に
付託された下記案件を審査した結果、次の意
見を付し認定すべきものと決定したので、会
議規則第77条の規定により報告する。

記。

付託事件名。

議案第9号平成24年度上富良野町各会計歳
入歳出決算認定の件及び議案第8号平成24
年度上富良野町企業会計決算認定の件。

1、審査の経過。

本委員会は、平成25年10月2日、3日、4
日の3日間開催し、正副委員長を選出後、委
員会を公開とし、直ちに2分科会による書類
審査を行い、全体による質疑応答を行った上、
各分科会から審査意見を求め、これをもとに
全体で審査意見書を作成し、理事者の所信を
ただし表決をした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は、次の意見
を付し、原案のとおり認定するものとした。
特に委員会

で発言された質問並びに別記「平成２５年度（平成２４年度会計分）上富良野町決算特別委員会審査意見書」については、今後の予算編成と町政運営に反映されたい。また、監査委員の審査意見は、いずれもの確な判断によるものと認められ、指摘事項については早急に改善または対応し、予算執行に当たられたい。

なお、平成２５年度（平成２４年度会計分）上富良野町決算特別委員会審査意見は御高覧をいただいたものとし、省略させていただきます。

御審議をいただき、認定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） これをもって、決算特別委員長の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第１号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第９号平成２４年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり、認定することに決しました。

次に、認定第２号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第８号平成２４年度上富良野町企業会計決算認定の件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第１８ 発議案第１号

○議長（西村昭教君） 日程第１８ 発議案第１号日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

１２番、岡本康裕君。

○１２番（岡本康裕君） ただいま上程されました日程第１８ 発議案第１号日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見の件について、内容を朗読し、説明といたします。

上記議案を別記のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

平成２５年１２月１０日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岡本康裕。

賛成者、上富良野町議会議員金子益三。

裏面をごらんください。

日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書。

今回、政府が示した農政改革において、農業、農村が果たしている多面的機能に関する支払い制度が創設されたことは、環境保全や地域政策を重視する世界的な農政の潮流に即したものです。しかし、地域共同活動の交付要件、地方自治体の財政負担、都府県に比べて低い北海道の交付単価などの課題も残されており、来年の通常国会での法制化に向けてより一層の拡充が求められています。

一方、経営所得安定対策及び生産調整見直しでは、５年後の生産数量目標の配分廃止を初め、米直接支払交付金の大幅削減、米価変動補填交付金の廃止などが強行され、生産現場に大きな混乱をもたらしています。今回の見直しは、関税撤廃を原則とするＴＰＰ交渉の年内妥結を前提とし、生産現場の実態や米計画生産の達成状況などが反映されておらず、生産者の不安を招いています。

価格と需給安定のかなめとなる米直接支払交付金の半減は、米価下落などで米の安定供給を危うくし、本道など主業的な水田農家の所得減少を招くとともに、地域経済や関連産業等にも極めて深刻な打撃を与えることが危惧されます。

農業、農村地域の担い手である家族農業経営が、将来にわたり安心して営農が続けられるよう、下記事項について十分配慮するよう求めます。

記。

１、日本型直接支払（多面的機能支払い）制度における地方自治体の財政負担を改め、全額国費で実施すること。

２、我が国の水田農業の持続的発展を期すため、米の適切な国境措置の堅持、国による需給調整の実施、水田農家の所得確保などに十分配慮すること。

３、国民の主食である米の価格と受給の安定を図るため、主要食糧法の趣旨を踏まえ、生産調整など、適切な需給調整の実施などの政府責任を果たすこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出します。

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますよ

うよろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第19 発議案第2号平成26年度畜産物価格決定等に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

12番、岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） ただいま上程されました日程第19 発議案第2号平成26年度畜産物価格決定等に関する意見の件について、内容を朗読し、説明といたします。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成25年12月10日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岡本康裕。

賛成者、同じく金子益三。

1ページをお開きください。

平成26年度畜産物価格決定等に関する意見書。

北海道の酪農、畜産は、厳しい気象、地理的条件のもとで専業経営を主体に展開し、安全、安心な畜産物を供給するとともに、国土、環境保全など、多面的機能の発揮に重要な役割を果たしております。また、乳業など関連企業とともに、地域経済、社会、雇用等を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

こうしたもと、国は攻めの農林水産業など、農業、農村の発展と所得倍増などを目指し、各種施策の実施や検討がなされてます。しかしながら、酪農、畜産の経営をめぐっては、長引く畜産物需要の減少と価格の低迷、配合飼料価格の高どまりと価格安定基金の財源問題、さらに、燃油、石油製品や電気料金など、生産コストの増大による経営の悪化と生産基盤の縮小など、危機的な状況に瀕しています。加えて、日本が例外なき関税撤廃を原則とする

TPP交渉に参加したことから、酪農、畜産農家は迫り来る市場開放の動きに大変な不安と危機感を抱いています。

については、国民の基礎的食糧の安定供給及び地域経済、社会を支える酪農、畜産の持続的な発展と、家族経営を核とする多様な担い手の育成と経営の安定に向けて、あすにつながる26年度畜産物価格の決定と、総合的な酪農、畜産政策を推進されますよう、下記事項を添えて強く要望いたします。

記。

1、例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉において、農産物重要5品目などの聖域を守るとした国会決議を断固堅持するとともに、それができないと判断した場合は交渉から脱退すること。あわせて、日豪などのEPA/FTA交渉において、我が国の基礎的食糧である乳製品や牛肉、米や麦、デンプン、砂糖等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、現行の国境措置を維持すること。

2、平成26年度加工原料乳生産者補給金単価については、配合飼料価格や燃油価格の上昇、電気料金の値上げなど、生乳の生産コストの実態を十分に踏まえ、かつ、適正な家族労働報酬が得られるよう、算定方法の弾力的な運用、見直しを図り、再生産確保と経営の安定に視する単価水準に引き上げること。また、限度数量については国産乳製品の安定供給、需要の確保に向けた生乳生産基盤の維持、拡大の観点に立って適正な水準を確保すること。

3、平成26年度の牛肉及び豚肉の安定価格、肉用子牛保証基準価格等については、配合飼料価格の高騰など、畜種ごとの生産コストの実態を適切に反映し、畜産経営の安定と再生産の確保が図られる水準に引き上げること。

4、多種多様な畜産経営において、政策価格だけでは経営安定を図ることが困難なことから、現行の酪農経営安定対策や、肉用牛、養豚経営安定対策等について充実、強化を図ること。

裏面をごらんください。

5、自給飼料基盤に立脚した酪農、畜産経営を加速的に推進する観点から、地域の特性を踏まえた自給飼料増産対策を推進すること。あわせて、配合飼料価格安定制度の再構築を図ること。

6、家族酪農経営における専従者の労働軽減や休日の確保、地域での雇用創出や担い手の育成強化の観点から、傷病時利用事業の継続拡大や専任ヘルパー要員の確保、育成、定着（就労環境の充実）への支援など、酪農ヘルパー利用組合の円滑な運営を図るための支援事業を継続強化すること。

7、意欲ある酪農、畜産の担い手が、安全、良質な畜産物の安定供給と、多面的機能の発揮に向け、

安心して経営に取り組めるよう再生産の確保（生産コスト割れの全額補填）と所得の安定を図る新たな直接支払制度、経営所得安定対策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第20 発議案第3号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

5番、金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま上程いただきました、発議案第3号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見の件について、提案理由を内容の朗読をもって説明とさせていただきます。

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見の件。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成25年12月10日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。

賛成者、同じく岡本康裕。

裏面をごらんください。

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書。

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、改革の推進に関する法律案（プログラム法案）を国会に提出した。同法案では、介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する

地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなどを盛り込んだ介護保険法改正案を、平成26年度通常国会に提出を目指している。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確立等が一層重要となっている。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住みなれた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるよう、以下の点について強く要望する。

記。

1、要支援者を新しい総合事業に移行することは、社会保障の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が、自治体の財源力などによって今まで以上に拡大するおそれがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。

2、予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待される予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。

3、一定所得以上者の介護保険利用料2割負担は、引き上げによって大きな影響が生じることから、基準の設定については、長期的、持続的負担となることを考慮した所得要件とすること。

4、特別養護老人ホームにおける補足給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把握した上で資産捕捉の確実性や公平性の確保、さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。

5、介護人材の確保は介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう、介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し、処遇改善及び人材育成、確保への財源措置を含めた施策を講じること。

6、地域包括ケアシステムの推進に当たって、24時間定期巡回、随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定改善策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 閉会中の継続調査申出の件

○議長（西村昭教君） 日程第21 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎町 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） ここで、年末に当たり、町長から一言御挨拶をいただきたいと思います。

上富良野町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） 議長のお許しをいただきまして、平成25年度最後の定例会終了に当たりまして、一言御挨拶を申し上げるところでございます。

まず、本第4回定例議会におきましては、定住自立圏の追加提案、さらには、今回御提案させていただきました全議案につきまして、全て原案をお認めいただきましたことに、まず、感謝とお礼を申し上げる次第でございます。大変ありがとうございました。さらに、平成24年度の決算の認定を賜りましたことも、重ねて感謝申し上げる次第でございます。

昨年の12月、私、2期目の仕事を、多くの町民の御支持をいただきまして与えていただきまして、ちょうど1年が経過したところでございます。この間、議会の皆さん方、あるいは町民の皆さん方、そして職員の皆さん方に支えていただきまして、上富良野がよりよく発展する町になるべく努力を続けてきた所存でございます。

しかしながら、御案内のように、なかなか改善しない経済状況、さらには、来年控えております消費税増税に象徴されますように、この先に大変大きな不安要素が待ちかまえているところでございます。今こそ全町民が一丸となって、本当の、安心して暮らせる、真の力強い上富良野をつくっていく大きな曲がり角に差しかかっていると認識しているところでございます。そういう状況にあつて、ますます、首長が果たさなければならない仕事の重みを痛感しているところでございます。

おかげさまで、平成25年第4回定例町議会が無事終了することに当たりまして、来年に向けまして、さらに皆さん方の期待に応えられるように、しっかりと仕事をさせていただきというふうに思うところでございます。もう間もなく、二十日足らずで新しい年を迎えるわけでございますが、どうか、迎える新年が、議員の皆さん初め、町民の皆さん方が、御家族おそろいで、すばらしい新年を迎えられますことを心から御期待、御祈念申し上げる次第でございます。

結びになりますが、この平成25年1年間、議長を初め議会の皆さん方に大変お世話になりましたこと、そして、職員を初め多くの町民の皆さん方にお力添えいただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。御挨拶とさせていただきますと思います。大変ありがとうございました。

◎議 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） この際、私のほうからも、一言、皆様にお礼を申し上げたいと思います。

第1回定例会から、もう12月になって第4回定例会と、月日のたつのは非常に早いものでありまして、それぞれ一年間、皆さん方、自分の生活、あるいは仕事、議会活動に、いろいろ印象のあった一年だったろうと思うところであります。この一年間、皆さん方の多大な御協力と御理解のもとに、議長の職責を無事一年間過ごすことができました、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、特にことは、皆さん方の日ごろの暖かい御支援のたまもので、10月に秋の園遊会に招かれまして、私にとりましては一生忘れることのできない出来事を体験させていただきました。改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

皆さん御存じのとおり、今、地方自治体は、これからどんどん変わってくるかなと思っております。地方分権一括法が決まりまして、あわせて、道州制を国は導入しようとして、日本を九つか、あるいは13ブロックに分けて、行政機構を変えて、そして

進めようとしております。平成の大合併で、市町村の数が3,000からあったのですが、今は町村が930で、というような状況まで合併が進んだわけでありまして、これから本州の町村については、まだ合併が進むだろうと予測されております。北海道はまだ幾らも、144町村でしたか、の町村になりますけれども、これからそういう過疎の波等を含めまして、やはり地方と、こういう田舎といいますか、大都会との格差がだんだん広がってくるような状況にもありつつありますけれども、やはりこういふときこそ町民一丸となって、町長を先頭に、また議会と両輪になって、何とか過疎になるのを食い止めながら、地元の産業の発展に一所懸命取り組んでいかなければならないと思っています。やはり諦めるのではなくて前向きに組み、一所懸命取り組んでやっていくということが私は第一義だと思っておりますし、やはり自分で行動を起こして、一所懸命やって、一朝一夕で何でも思うようにいくわけではありませぬので、そういう中で、地道な努力と、いろいろな方々の協力と手を携えてやっていくということが、私は、どんなときでも大切なことだろうと思っております。不安にならず前向きに進むということでは、来年一年、またいろいろな試行錯誤繰り返しながら前向きに進んでいただければありがたいかなと思っておりますし、そういうつもりで、私も来年一年望んでいきたいと思っております。

この一年間、町長を初め職員の皆さん方には、議会の運営に関していろいろな形で御協力と御理解をいただきましたことを厚くお礼申し上げます、一言、年末に当たりまして御挨拶にかえさせていただきます。一年間、大変御苦勞さまでございました。どうもありがとうございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これにて、平成25年第4回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時39分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 中 村 有 秀

署 名 議 員 谷 忠

